

島根大学

目 次

I	認証評価結果	2-(18)-3
II	基準ごとの評価	2-(18)-4
	基準1 大学の目的	2-(18)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(18)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(18)-10
	基準4 学生の受入	2-(18)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(18)-19
	基準6 教育の成果	2-(18)-33
	基準7 学生支援等	2-(18)-36
	基準8 施設・設備	2-(18)-40
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(18)-43
	基準10 財務	2-(18)-46
	基準11 管理運営	2-(18)-48
<参 考>		2-(18)-53
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-55
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-56
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-58
iv	自己評価書等	2-(18)-64
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(18)-65

I 認証評価結果

島根大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学憲章を制定して、大学の目的、理念、使命を学内外に周知するとともに、環境方針を定め、附属病院を含む全学での環境マネジメントシステム（国際規格 ISO14001 準拠）の認証取得によって、教育研究のさらに高い水準を目指している。
- 平成 20 年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」に「地方から開く女性研究者の未来 in 島根」が採択され、男女共同参画推進室を設置している。
- 平成 19 年度文部科学省特色 GP に「確かな教師力を育む多角的評価の実現－「1,000 時間体験学修」「学生プロフィールシート」「面接道場」で可視化する教師としての自己成長－」が採択され、学生一人一人の教師力向上の可視化を実現するプログラムを開発している。
- 平成 18 年度文部科学省現代 GP に「地域医療教育遠隔支援 e-ラーニングの開発－地域医療病院・保健福祉施設実習における医学・看護学統合型 e-ラーニングシステムの構築－」が採択され、「島根 e-地域ネット」を開発し、地域での実習に必要な知識や技能が修得できる有効なコンテンツを作成している。
- 平成 19 年度文部科学省学生支援 GP に「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」が採択され、正課以外の諸活動への参加学生に対してインセンティブ・ポイントを付与し評価する仕組みを構築している。
- 平成 17 年度文部科学省医療人 GP に「夢と使命感を持った地域医療人の育成－日本版 WWAMI プログラム－」が採択され、米国 WWAMI プログラムの見学体験研修などの取組を行っている。
- 学生の履修・就職・相談・課外活動の履歴を「学生電子カルテシステム」で一元化し、これらの情報を教職員が共有することにより、学生支援を多方面から組織的、かつ効果的に実施している。
- 利子補給型奨学支援制度である「島根大学授業料奨学融資制度」や大学院学生に対する学会発表等に関わる奨学金支給制度、更に学長が特に学業等が優秀と認めた者に対する授業料減免制度を導入するなど、大学独自の制度を制定・導入して学生への経済的支援を強化している。
- 附属図書館において、貴重資料の保存・修復、レプリカ作成等を行い、企画展示や講演会・シンポジウムを開催し、地域社会に積極的に公開している。
- 文部科学省特別教育研究経費によって、学生の評価も加味した FD 活動を組織的に展開している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 人文社会科学研究科法経専攻の 2 コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の法学関係、経済学関係を各コースに準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が必要とされる教員数を下回っている。
- 教育学研究科教育内容開発専攻 7 コースのうち 6 コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「コース」に準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 学士課程の 1 つの学部の 3 年次編入においては、入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は、学則第 1 条に、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められている。また、各学部は、それぞれに教育の理念・目標等を掲げ、人材の養成に関する目的、教育上の目的をそれぞれの学部規則において定めている。

平成 18 年度には、当該大学の目的、理念、管理運営上の基本方針等を含む「島根大学憲章」を制定している。この憲章では教育理念を「豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成」と定めるとともに、研究活動においては「国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する」と宣言している。また、地方に立地する国立大学法人として「特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進」、「地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進」、「アジアをはじめとする諸外国との交流の推進」、「学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営」を自らの使命と位置付けている。さらに、大学憲章に掲げた使命「自然と共生する豊かな社会の発展」の推進のための島根大学環境方針に基づき、平成 20 年 3 月には附属病院を含め、国公私立大学を通じて全国初の全学での環境マネジメントシステム（国際規格 ISO14001 準拠）の認証を取得している。

なお、大学憲章に掲げる使命をより高い水準で具体的に示したアクションプランを策定している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は大学院学則において、学校教育法に則り定めている。各研究科は、この大学院の目的に則り、それぞれに理念・目標等を掲げ、人材の養成に関する目的その他、教育研究上の目的をそれぞれの研究科規則に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-1-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学憲章及び各学部・研究科規則を大学ウェブサイトに掲載し、学内外から大学の目的の閲覧を可能にして周知を図っている。さらに、広報誌等を通じて目的、目標を社会にも公表している。特に、大学憲章については、制定の趣旨、大学の使命及び目標を学長メッセージとして教職員や社会に発信し、新規採用の教職員には新任研修会の中で周知を図っている。なお、当該大学の全学生、全教職員が憲章の精神を等しく共有し、その実現を目指すために、憲章の理念をより簡潔に示す当該大学のキャッチフレーズとして、「人とともに、地域とともに、島根大学」を定めている。

学生には、規則を掲載した『履修の手引』を配付し、入学時のオリエンテーションを通じて大学、学部等の教育研究上の目的を周知している。

入試情報を求める者に対する情報の提供手段として、高校生・受験生、高等学校向けに作成した大学案内を毎年実施するオープンキャンパス、進学説明会等において配布するなどして周知する機会を設けている。これらの情報は、大学ウェブサイトの入試情報サイトからも閲覧が可能であり、こちらへのアクセス件数は、過去3年間の年平均で173,000件に達している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学憲章を制定して、大学の目的、理念、使命を学内外に周知するとともに、環境方針を定め、附属病院を含む全学での環境マネジメントシステム(国際規格ISO14001準拠)の認証取得によって、教育研究のさらに高い水準を目指している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

現在の学部・学科構成は、下記のように、法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部及び生物資源科学部の5学部15学科1課程で学士課程を構成している。

法文学部

- ・ 法経学科、社会文化学科、言語文化学科

教育学部

- ・ 学校教育課程

医学部

- ・ 医学科、看護学科

総合理工学部

- ・ 物質科学科、地球資源環境学科、数理・情報システム学科、電子制御システム工学科、材料プロセス工学科

生物資源科学部

- ・ 生物科学科、生態環境科学科、生命工学科、農業生産学科、地域開発科学科

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成16年12月から、教育に関する企画・立案を統括し、適正に実施運営するため教育・学生担当副学長を責任者（センター長）とする教育開発センターを設置し、企画部門、実施部門及び評価部門を置き、教養教育から専門教育にわたる効率的・実効的な教育体制の構築に取り組む体制をとっている。教養教育に関しては、各学部及び外国語教育センター、教育開発センター等に所属する教員が、全学実施体制の下で教養科目を開講している。

なお、教育開発センターは、教養教育の成果・効果の検証を行い、初年次教育、キャリア教育、情報教育、地域関連教育及び環境教育等をテーマとする各種全学教育プログラムを推進する役割、機能をも担っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程は、人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、総合理工学研究科、生物資源科学研究科及び法務研究科の6研究科18専攻で構成されている。

人文社会科学研究科は、平成16年度に現代社会を担う専門分野の高度な理論的・実践的能力を持ち、現代社会及び地域が抱える諸問題を分析し、解決策を提起できる人材育成を目指し、法経専攻と言語・社会文化専攻の2専攻に改組している。

教育学研究科は、平成20年度に新たな時代の学校改革を担う人材養成に向けた高度な教員養成教育の実現を目指すとして、既存の教育組織を見直し、教育実践開発専攻と教育内容開発専攻に改組している。

医学系研究科は、がん医療に関わる人材養成・研究推進を意図して整備を進めており、修士課程の医科学専攻（総合医科学コース、がん専門薬剤師養成コース、地域医療支援コーディネータ養成コース）、看護学専攻（看護技術学領域、母子・成人看護学領域、地域・高齢者看護学領域）、博士課程の医科学専攻（研究者育成コース、高度臨床医育成コース、腫瘍専門医育成コース）よりなっている。

総合理工学研究科は、理工融合を基に理工・医連携による研究・プロジェクトの実施や留学生特別コースの設置による国際的な高度専門職業人の養成教育を目指している。博士前期課程は、物質科学専攻、地球資源環境学専攻、数理・情報システム学専攻、電子制御システム工学専攻、材料プロセス工学専攻の5専攻、博士後期課程は電子機能システム工学専攻とマテリアル創成工学専攻の2専攻より構成されている。

生物資源科学研究科は、生物生命科学専攻、農林生産科学専攻、環境資源科学専攻の3専攻よりなり、それぞれの専攻は学生の志望により、高度の専門職業人養成のための「課題研究コース」、連合大学院博士課程進学等、研究者養成のための「学術研究コース」、地域産業における指導者養成のための「地域産業人育成コース」の3コースから構成されている。

また、現代社会、とりわけ地域社会が求める高度専門職業人である法曹養成教育のため、専門職学位課程（法務研究科）を平成16年度に設置している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

学部の教育研究目的と一体をなす必須の附属施設を2施設、すなわち、教育学部には附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園からなる附属学校園を置き、幼小中一貫教育を実施し、医学部には附属の教育研究施設としての医学部附属病院を設置している。

また、全学的な教育研究を推進する学内共同教育研究施設としては以下の8施設が設置されている。

- ・ 生涯学習教育研究センター
- ・ 総合情報処理センター
- ・ 汽水域研究センター
- ・ 産学連携センター

- ・ 総合科学研究支援センター
- ・ 外国語教育センター
- ・ 島根大学・寧夏大学国際共同研究所
- ・ ミュージアム

学内共同利用施設としては、工作機械等の管理に当たる工作センターを、また学部附属の教育研究施設及び機動的な組織としてプロジェクト研究推進機構を置いている。

そのほか、国立大学法人化に伴って、その中期目標・中期計画に掲げるセンター構想に沿って、次の各センターが整備されている。

- ・ 教育開発センター
- ・ 入試センター
- ・ キャリアセンター
- ・ 国際交流センター

これらには、副学長が責任者となり、学長裁量ポストとして専任教員を任期制により採用し配置している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

管理学則に基づき、学部及び法務研究科に教授会を置き、各学部等の教授会規則で、教育研究に関する重要事項について審議することを定め、定例開催し審議している。また、各研究科においても教育研究に関する重要事項について、研究科委員会で審議することを各研究科委員会規則で定め、定例開催し審議している。

教授会・研究科委員会は、原則として月1回以上開催し、審議内容を記録した議事録等は、各学部等の事務部に30年間保管し、必要に応じて閲覧が可能となっている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学の教育の質の保証、質の向上に向けた検討を行うために、全学部の代表委員等からなる教育開発センター運営委員会を設置している。

各学部は、教育課程、教育方法等に関する事項について審議する教務委員会等の名称の委員会を置き、この委員会は、各学部の学科（課程）において選出された代表委員等により構成され、当該事項の実質的な検討をしている。なお、これらの委員会は、教授会での当該事項の議題の審議に先行し開催するなど、適宜に開催されている。

各研究科では、定例開催される研究科委員会において教育課程、試験、学位、学生の身分等に関する事項を審議している。

また、法務研究科では、教育課程等の事項の実質的な検討と原案提示を教務委員会が行っている。教務委員は、他の研究科の研究科委員会に代わり設置された教授会で選出される。教務委員会は適宜（月数回）開催している。また、教育方法等のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動に関する事項は、同様に選出されるFD委員で構成するFD委員会で審議し、教授会とは別に、全教員の出席

を義務付けたFD会議（月例開催）を開催している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育研究上の基本組織は、法人の中期目標において明示しており、学長を教育研究の最高責任者とし、常任の理事、副学長、各学部長等の評議員で組織編制される教育研究評議会が、全学の教育研究事項に関し議決を行う体制になっている。

学部段階の教員組織編制の基本方針は、中期目標に沿った管理学則に従い、学部に学科又は課程を、学科又は課程の下に講座を、研究科に専攻をそれぞれ置くことを定め、教授、准教授、講師、助教を教員として配置している。

なお、法文学部の教員組織は、1学科1講座の大講座制をとっており、3学科編制に対応する3講座の下に教育・研究分野を置き、各講座に必要な数の複数の教授、准教授及び講師によって編制している。また、教育学部では、教員養成に適した課程制を採用し、学校教育課程の下に9講座を置く教育研究組織編制をとっている。

各学部の組織は、教授会から選出する学部長及び副学部長（学部長任命）によって執行部（責任体制）を構成し、各学科長等で構成する学科代表者会議が、学科間の教育研究業務を調整し、また、日常の教育研究業務の基本事項を処理し執行している。学部（及び学科）では、副学部長、学生委員長、教務委員長等による教育研究に必要な執行部、各種委員会（人事、予算等）体制を確立しており、これらの委員会は、各学科から選出した委員で組織編制しており、組織的な連携・責任体制を確立して教育研究業務の執行に当たっている。

研究科は、研究科長の下に研究科委員会又は研究科委員会に代わる企画運営委員会を組織し、研究科長の下で、副研究科長を含む専攻代表等で構成される執行部等によって運営管理されている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保され

ている。

- ・ 法文学部：専任 67 人（うち教授 33 人）、非常勤 7 人
- ・ 教育学部：専任 99 人（うち教授 58 人）、非常勤 72 人
- ・ 医学部：専任 171 人（うち教授 51 人）、非常勤 198 人
- ・ 総合理工学部：専任 118 人（うち教授 57 人）、非常勤 9 人
- ・ 生物資源科学部：専任 87 人（うち教授 35 人）、非常勤 6 人

教員 1 人当たりの学生数は 9.0 人である。各学部別の教員 1 人当たりの学生数は、法文学部 13.7 人、教育学部 6.9 人、医学部 4.8 人、総合理工学部 13.9 人、生物資源科学部 9.7 人である。

教育上の主要な授業科目は原則として専任の教授又は准教授が、また、その他の科目についても専任の教授、准教授、（専任）講師又は助教が担当し、嘱託講師による主要科目の担当は、例外的で一時的なものとしている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、平成 21 年 5 月 1 日現在、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 63 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 50 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 40 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 53 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 26 人
- ・ 生物資源科学研究科：研究指導教員 72 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 12 人

〔博士前期課程〕

- ・ 総合理工学研究科：研究指導教員 109 人（うち教授 58 人）、研究指導補助教員 13 人

〔博士後期課程〕

- ・ 総合理工学研究科：研究指導教員 68 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 8 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 59 人

なお、人文社会科学研究科（修士課程）の法経専攻の法政コース、地域経済コースにおいては「専攻」に準じる形で教育研究が行われており、授与する学位の分野が異なる。当該研究科において、大学院設置基準上必要とされる教員数は確保されているが、教育研究の実態に鑑みれば、各コースにおいて「専攻」に準じる形で教員が確保されることが期待される。大学院設置基準の法学関係、経済学関係を各「コース」に準用することとすれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、次のコースにおいて必要とされる研究指導教員（又は研究指導補助教員）を下回っているが、両コースでは平成 22 年 4 月 1 日付けの補充を予定している。

- ・ 法政コース：研究指導教員（教授）1 人不足、研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 地域経済コース：研究指導教員（教授）1 人不足、研究指導補助教員 1 人不足

また、教育学研究科教育内容開発専攻の各コースにおいては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「コース」に準用することとすれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、次のコースにおいて必要とされる研究指導教員（又は研究指導補助教員）を下回っている。

る。

- ・ 言語系教育コース（国語）：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 社会系教育コース：研究指導補助教員 2 人不足
- ・ 数理系教育コース：研究指導教員 1 人不足
- ・ 自然系教育コース：研究指導補助教員 3 人不足
- ・ 生活系教育コース（家政）：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 芸術系教育コース（音楽）：研究指導教員（教授 1 人）不足、研究指導教員 1 人不足
- ・ 芸術系教育コース（美術）：研究指導教員 1 人不足、研究指導補助教員 2 人不足

教育学研究科においては、平成 20 年度より「学校教育専攻」を改組した「教育実践開発専攻」の拡充を図ったことにより、このような教員配置状況が生じているが、このことは教育内容開発専攻の教育運営上重大な支障があると言わざるを得ず、この状況は可及的速やかに是正されなければならない。なお、自然系教育コースにおいて、平成 21 年 10 月 1 日付けで 2 人が補充され、社会系教育コース及び芸術系教育コース（美術）では平成 22 年 4 月 1 日付けでそれぞれ 1 人の補充を予定しているが、責任ある教育研究体制を維持するためには当該研究科はもとより、全学的な見地からの対応が必要である。

その他については、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、人文社会科学研究科及び教育学研究科においては、教育研究の目的達成の上で不十分な教員配置状況にあるが、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程（法務研究科）における専任教員数は、18 人（うち教授 14 人、実務家教員 7 人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の年齢構成は、60 歳以上 16%強、40 歳以上 60 歳未満が約 58%、40 歳未満が 25%強となっており、バランスがとれた構成になっている。

教員の採用は、原則として公募制を採用しており、その選考結果を大学ウェブサイトに公表している。

教員の研究能力及び資質の向上を図るため、研究に専念するサバティカル研修制度を整備しているほか、優れた研究実践を「研究功労賞」として顕彰する教員に対する学内表彰制度を設けている。受賞者には、研究者と市民が直接対話するため開催している「島大サイエンスカフェ」において講師として研究内容を紹介する機会を提供している。

将来を担う優れた教員を育成するため、常勤の若手教員を対象にした研究支援制度を整備し、公募による研究経費の支援を実施し若手教員の研究を鼓舞奨励している。

文部科学省から「大学教育の国際化加速プログラム（海外先進教育研究実践支援）」の採択を受け、高等教育の国際競争力の強化、国際的認知度の向上及び国際的に活躍できる優秀な人材の育成を進めている。

女性教員比率は12.2%で、常勤の新規採用研究者に占める女性比率は18.9%の状況である。平成17年度に「国立大学法人島根大学における次世代育成支援のための事業主行動計画」を策定実行し、平成18年には学長を委員長とする男女共同参画推進委員会及びワーキンググループを設置して、「男女共同参画基本理念・基本方針」を策定、ポジティブアクション・意識啓発・保育支援・女性相談充実・博士課程在籍者

の就職支援・研究者の裾野を広げる取組等を実施している。

女性にやさしい病院ワーキンググループによる附属病院の女性医療職支援事業「新しいキャリア継続モデル事業—しなやかな女性医療職をめざして—」が、平成19年度文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人GP）」にも採択されている。

平成20年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」に「地方から開く女性研究者の未来 in 島根」が採択されたのを受けて、男女共同参画推進室を設置している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任の選考については、「島根大学教員選考基準」により行うことが定められており、教授、准教授、講師、助教及び助手の資格と、採用、昇任の手続きを明確にしている。

教員の人事は、教員人事指針に従い、それぞれの組織の理念・目標に沿って行い、採用に当たっては、研究・教育能力及び人物等を総合的に判断すること、人材の多様化を図るため女性教員の構成比、外国人教員の構成比等に配慮することとしている。特に教育上の指導能力を評価項目として加え、公募採用候補者には、模擬授業を実施させ、複数の人事審査委員による審査を実施している。なお、大学院課程を担当する教員の再審査制度は、全研究科において設けられており、平成20年度末までに全研究科で再審査を実施済みである。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の個人評価に関する規則を制定し、教員個人評価基準に沿って「教育」、「学術・研究」、「医療」、「社会貢献」及び「組織運営」の5領域を対象に教員の個人評価を実施している。さらに、この評価結果を昇給、賞与等の処遇に反映させる「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」を制定し、昇給査定に適用している。

「学生による授業評価アンケート」の結果を授業担当者にフィードバックし、かつ、学生も結果を閲覧できるよう学内向け情報サイトに公開している。これらのデータは、各学部・研究科の組織的な教育活動の評価に用いる一方で、教員の教育面での実績に対する功労を大学として評価する優良教育実践表彰の対象者選考における基礎データや授業公開の対象科目の選定に活用されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員採用・昇任の判定時には、教員が担当を予定する授業科目の内容と研究活動との整合性を審査している。なお、教員の研究活動と教育内容との関連は、教員の個人評価に係る自己評価書における毎年度の学術・研究活動や学術情報リポジトリに公表している論文等の研究業績をシラバスと照合することで知る

ことができる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

全学の教育活動を支援する事務部門として、松江キャンパスに学生センター及び学生支援センター（教育・学生支援部教育・入試企画課、学務課、学生支援課の3課で構成）を置き、出雲キャンパスには、医学部の教育支援に直接関わる学務課を置き、それぞれ職員を配置している。

常勤の教務職員を医学部に7人及び総合理工学部に3人を配置しているほか、主に学部学生に対する教育指導の補助者として、授業、演習、実験及び定期試験実施等の補助に充てるためTA制度を活用し大学院学生を採用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成19年度文部科学省医療人GPに「新しいキャリア継続モデル事業—しなやかな女性医療職をめざして—」が採択され、女性医師や看護師の就業継続と復職を支援する取組を行っている。
- 平成20年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」に「地方から開く女性研究者の未来 in 島根」が採択され、男女共同参画推進室を設置している。
- 教員の評価について、「教育」、「学術・研究」、「医療」、「社会貢献」及び「組織運営」の5領域を対象に自己点検評価を求め、それを基に大学として個人評価を実施し、待遇等に反映させている。他方で、教員の教育研究を奨励するために、教育と研究での優れた実績を表彰する制度を設けている。

【改善を要する点】

- 人文社会科学研究科法経専攻の2コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の法学関係、経済学関係を各コースに準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が必要とされる教員数を下回っている。
- 教育学研究科教育内容開発専攻7コースのうち6コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「コース」に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学憲章に基づき、当該大学が求める人材像（学生像）を、大学ウェブサイトや学生募集要項、受験生サイト等に掲載、公表し、学内外からのアクセスを容易にし、周知をしている。

各学部・研究科は、それぞれの学科、分野での学問的基盤を持つ特徴的な知識体系に基づいて、教育の目的及びカリキュラムを設定し、それに相応するアドミッション・ポリシーを策定して、公表している。

アドミッション・ポリシーについては、大学の教育研究の雰囲気や学習・教育環境を説明するためのオープンキャンパス（週末を含む複数日）を、受験生、保護者や市民を対象にして実施しているほか、各高等学校の進路指導担当教諭を対象にした入試説明会、推薦入試の趣旨や推薦入試で求める学生像への理解を深めるため、推薦入試説明会等を通じて周知を図っている。そのほか、高大連携の出張講義・大学見学などに一元的に対応するシステムを構築し、高大接続を図るフォーラムを開催する中で、高等学校側の意見を聴くとともに、アドミッション・ポリシーの周知を図っている。

大学院における学生受入においては、各研究科で学生募集（入試）説明会を行い、これらの説明会等を通じてアドミッション・ポリシーを周知している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、入学者選抜において、受験生の能力・適性等の多面的な判定、受験機会の複数化等、多様な選抜方法を採用している。すなわち、学部的一般入試では、大学入試センター試験の科目とその配点、個別学力試験の科目とその配点等を考慮し、小論文・面接等を組み合わせ学生を選抜している。学部では、一般入試のほか大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入試Ⅰ）、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入試Ⅱ）、社会人入試、帰国子女入試、3年次編入学入試、私費外国人留学生入試を実施している。

医学部医学科では「地域枠推薦入試」を実施し、へき地医療への強い使命感を持った学生を発掘している。

また、学力試験だけでは測れない多面的な能力や適性を判断するものとして、一部の学部・学科においてAO入試を実施している。

大学院では、研究科ごとに学生募集要項を作成し、アドミッション・ポリシーに沿って、外国語・専門科目の筆記試験、小論文、口頭試問、面接等により一般入試を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

各学部・研究科のアドミッション・ポリシーは、国籍や年齢を問わず、すべての志願者に向けたものである。したがって、留学生についても、外国政府派遣・国費による留学生以外の留学生に対しては、一般学生と同じアドミッション・ポリシーに沿って、各学部・学科の教育に必要な科目を定め、私費外国人留学生入試を課している。

法文学部では、社会人入試を実施しており、社会人経験がある者を対象に、小論文や面接試験を中心とした選抜方法により評価し選抜している。

編入学生の受入については、法文学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部の4学部では、第3年次編入学（医学部医学科は学士入学の3年次編入学）制度を設け、それぞれの選抜方法に従って試験を実施している。

大学院において、社会人及び留学生を積極的に受け入れるために、学生募集要項で社会人、留学生の選抜方法を公表し、一般学生と同じアドミッション・ポリシーの下、専門分野の能力・語学能力を科目筆記試験や面接（口頭試問を含む。）等から判断し選抜している。総合理工学研究科や生物資源科学研究科では、秋季入学を実施しているほか、種々の学歴を持つ学生を社会から広く受け入れるため、個別の大学院入学資格審査により大学院受験を認める制度も全研究科において整備している。

そのほか、学部、研究科（法文学部、総合理工学部、生物資源科学部、総合理工学研究科及び生物資源科学研究科）における私費外国人留学生の特別選抜においては、渡日前の入学手続きを可能にしている。

渡日前入学における入学者選抜実施状況は、平成19年度が受験者数1人、合格者数0人、平成20年度が受験者数4人、合格者数3人、平成21年度が受験者数1人、合格者数1人となっている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入試センター運営委員会は、全学部を代表する委員等で組織され、入学者選抜の実施体制、入学者選抜方法、個別学力試験実施教科・科目等に関する事項を審議している。

各教科・科目等の問題作成・問題推敲・答案採点については、入試センター運営委員会の下に設置した各教科・科目等の出題委員会、問題推敲委員会（全教科・科目等推敲委員会を含む。）及び採点委員会が組織され実施している。なお、これら出題委員等の委員は、複数人を基本とし、その氏名は公表せず、また、問題作成、採点等は、厳格な管理の下で実施されている。

入試の実施体制は、実施要領に則り、その実施組織及び所掌事項を定め、学長を実施本部長とする実施本部の下に、各学部長が統括する各学部試験場で実施している。

大学院課程の入学者選抜は、各研究科で定める入学者選抜試験実施要項等の方針に沿って、各研究科長が実施本部長とし統括・実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入試センターは、アドミッション・ポリシーに沿った適切な入試システムの開発及び入学者選抜方法に関する調査を行う機関であり、全学的な視点から入試区分ごとの入試成績の分析を行い入学者選抜の動向を検証している。また、同センターでは、推薦入試に関しても、その改善のために、入学者に対して入学直後の時点で意識調査を実施している。

法文学部では、大学入試センター試験を課さない推薦入学試験（推薦入試Ⅰ）の募集人員数の増加を図り、教育学部では、大学入試センター試験を課す推薦入学試験（推薦入試Ⅱ）を見直し、AO入試と推薦入試Ⅰに移行をするなど、募集人員、選抜方法を改善し、これを実施している。

なお、入試センターと教育開発センターとが連携して、入学後の学業成績との相関関係の調査・検証作業を開始している。集積したエビデンスを基に、今後の入試選抜方法、修学指導に役立て、現行の入試選抜制度の有効性を検討するとともに、さらに現行制度に改善を加え、当該大学にふさわしい入試及び修学上の指導制度を構築しようとするものである。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 20 年 4 月に改組された教育学研究科（修士課程）、生物資源科学研究科（修士課程）、医学系研究科（博士課程）については、平成 20～21 年度の 2 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 法文学部：1.05 倍
- ・ 法文学部（3 年次編入）：1.32 倍
- ・ 教育学部：1.01 倍
- ・ 医学部：1.01 倍
- ・ 医学部（3 年次編入）：1.02 倍
- ・ 総合理工学部：1.05 倍
- ・ 総合理工学部（3 年次編入）：1.13 倍
- ・ 生物資源科学部：1.06 倍
- ・ 生物資源科学部（3 年次編入）：1.07 倍

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：0.99 倍
- ・ 教育学研究科：0.97 倍
- ・ 医学系研究科：0.76 倍
- ・ 生物資源科学研究科：1.00 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 総合理工学研究科：1.10 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 総合理工学研究科：1.01 倍

島根大学

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.21 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法務研究科：0.93 倍

法文学部（3年次編入）については入学定員超過率が高い。また、総合理工学研究科（博士後期課程）の電子機能システム工学専攻では過去5年間の平均充足率が0.63倍、医学系研究科（修士課程）の医科学専攻が0.69倍となっている。

なお、「入学者受入方策の改善と入試広報の強化」を、大学憲章を推進するためのアクションプランの重要な課題として検討を開始している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の1つの学部の3年次編入を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 留学生を積極的に受け入れるため、学部、研究科（法文学部、総合理工学部、生物資源科学部、総合理工学研究科及び生物資源科学研究科）における私費外国人留学生の特別選抜においては、渡日前の入学手続きを可能にしている。

【改善を要する点】

- 学士課程の1つの学部の3年次編入においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学憲章において掲げた「養成する人材像」、及び各学部・研究科で策定したアドミッション・ポリシーに則して、教養教育と専門教育の一貫した教育課程を編成し授業科目を配置している。

教養教育の目的は総合的な判断力と豊かな人間性を身に付けた社会人の養成であり、特に初年次教育として、学生が主体的な学びを通じて総合的な判断力を身に付け、人間への理解を深め、豊かな世界観をほぐくむことを目的とした全学教育プログラムを展開している。

教養教育は、専門教育との一貫教育体制の下、1～2年次に基礎教育科目、共通教養科目を配当し、さらに、1～4年次にかけて専門基礎教育科目も履修することにより、専門分野への入門のための教育を行い、基礎から専門へ体系的に深化させる有機的な連携カリキュラム（くさび型（並行）履修）を採用している。

専門教育では現代社会を担う高度な専門知識及び広い視野を持った人材の育成を目的としている。専門教育については、各学部において専門性・応用性の高い各専門科目を専門基礎科目（医学部のみ）及び専門教育科目（全学部）とし、それらを履修形態としては、必修科目、選択科目及び自由科目として編成している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学教育のユニバーサル化、学生の多様化等の現代的課題に対応するため、大学教育全般に係るカリキュラムの改革を継続して実施している。また、社会人として必要な基礎的能力を身に付けさせることや現代社会の課題・要請にこたえるため、就業体験（インターンシップ）の単位認定、県内他大学との単位互換制度の導入、放送大学が開講する基礎科目の一部カリキュラム化等を実施している。特に、初年次教育の充実と多様な学習機会に資する放送大学の一定の開講科目の履修については、放送大学との間で単位互換制度の協定を締結し、履修登録の上限外の単位として認定している。

学生の多様な学習ニーズにこたえ、全学開放科目指定システムを設けて一定の範囲で他学部が開講する授業科目の履修も可能にしている。また、学生の社会に対する興味と関心を喚起する目的で、地域の情報関係をはじめとする企業、自治体と連携し、地域に根ざし地域との有機的な関わりを重視した教育を実施している。そのほか、専門分野の学術研究や地域の社会資源を活用した授業科目を配置し、これを全学生に開放している。

法文学部では、人文社会科学に関する基礎的専門知識と課題探求能力や創造的・実践的能力を有し、地域社会の中核を担う人材を養成するために、講義、演習、実習ともに、フィールドワークを重視した実践的ゼミ活動と少人数教育を積極的に推進している。また、学生の職業意識醸成科目「キャリアプランニング」を設けるとともに、学生との意見交換会を開催し授業改善にも反映させている。

教育学部では、山陰地方唯一の教員養成系学部として地域の期待と要望にこたえるべく、教育学部教育活動評価委員会を設置し、地域の教育関係者で構成する評価委員による教育課程の編成や授業科目の内容に関する評価を実施している。

なお、教育学部では、文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）」において、平成17年度に「戦略的FDによる資質向上スパイラルの実現—地域教員養成基幹学部のミッションを達成する「協同」の構築—」が採択されたことを受けて、組織的・体系的FDの実施のための中核機関としてFD戦略センターを設置し、また、学生の教師力向上評価システムとしての「プロフィール・シート」の開発・運用に貢献するなど、教員養成教育プログラムの抜本的改善に努力している。

また、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」において、平成19年度に「確かな教師力を育む多角的評価の実現—「1,000時間体験学修」「学生プロフィールシート」「面接道場」で可視化する教師としての自己成長—」が採択されたことを受けて、FD戦略センター及び教育支援センターの機能を統合し、機関連携の強化を通して、学生一人一人の教師力向上の可視化を実現するプログラムを開発しているほか、「プロフィール・シート」の運用をウェブ上で管理するコンピュータソフト「プロフィール・シート管理システム」を開発・運用している。

さらに、文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」において、平成20年度に「環境寺子屋」による理科好き教師の育成—豊富な環境リテラシーを有する「理科に強い義務教育教員」育成プロジェクト—」が採択されたことを受けて、学部独自のプログラムである「1,000時間体験学修」プログラム及び「プロフィール・シート」システムを踏まえ、特に、「理科教育と環境教育に強い教師」の育成を目指して「環境・理科教育推進室」を整備し、初等・中等教員の理科指導力の向上を直接の目的とした体験型教育プログラムを企画・運営している。

医学部では、1年次に早期体験実習による将来への動機付けを、2年次には外来エスコート実習（学生が患者に付き添い、診察の援助、支援を行うこと。）により医療現場を理解させる教育を実施している。また、看護学科では、選択制による教職課程（養護教諭一種免許状）も開設している。

平成17年度に文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム（医療人GP）」において「夢と使命感を持った地域医療人の育成ー日本版WWAMIプログラムー」が採択され、医師・看護師不足の深刻な中山間地域を抱える島根県の現状を踏まえ、へき地医療を担う地域医療人の育成を目指して、実践的地域医療研修の実績を持つ米国WWAMIプログラムの見学体験研修（平成17～19年度に教員、学生等延べ145人参加。）を実施した。6年次学生には、3週間の地域医療現場（県内47施設）での体験研修を課し、地域医療及び家庭医の担う役割を体得させることで地域医療に対する意識改革を求めている。

また、平成20年度に文部科学省「大学教育の国際化加速プログラム（海外先進教育研究実践支援）」において「海外に学ぶ地域医療教育者のキャリア形成ー家庭医学・在宅看護学の教育スキル向上を目指した海外先進事例研修ー」が採択され、事業の一環として、オーストラリアからシミュレータ教育指導者を招聘し、学生への実践的医療技術者教育を行っている。

さらに、平成18年度には「文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に、「地域医療教育遠隔支援eラーニングの開発ー地域医療病院・保健福祉施設実習における医学・看護学統合型eラーニングシステムの構築ー」が採択されたことを受けて、医学科の地域医療病院実習と看護学科の地域看護実習に活用するためのe-learning教育システム「島根e-地域ネット」を開発し、画像診断法、家庭訪問、健康教育データベースなど地域で実習を行う際に必要な知識や技能が修得できる有効なコンテンツを作成している。このシステムは、パソコンやモバイル端末を使って学生が自己学習できるものであり、平成21年度も引き続き地域医療病院実習及び地域看護実習で活用され効果を上げている。

ほかにも、平成20年度には文部科学省「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」において、「山陰と阪神を結ぶ医療人養成プログラムー地域医療と高度先進医療の融合による新たな教育システムの構築ー」（共同プロジェクト）及び「都会と地方の協調連携による高度医療人養成ー付加価値」を身につけるテラーメイド研修ー」（共同プロジェクト）が採択され、大学病院及び地域医療の活性化を促進し、将来の医療を担う医師養成の推進を図る取組を行っている。

総合理工学部では、授業科目の内容を更新し編成の見直しを継続的に実施して、技術者教育を重視した日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を取得している。

生物資源科学部では、学生の多様なニーズにこたえるため学科を越えて専門科目の履修を可能にするとともに、教員免許状や学芸員等種々の資格を取得できる教育プログラムを整備しているほか、地域開発科学科ではJABEEの認定を取得したコースを設置している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学士課程では、学則において「1単位の授業科目に45時間の学修を必要とする」ことを標準に定めている。また、学生の自主的な学習を促すため予習、復習の時間を確保する措置として、各学部において教育課程に応じ学期間又は1年間の履修単位数の上限を定めている。

医学部医学科では、各年次における授業科目について単位を修得又は履修の認定を受けなければ進級又は卒業できず、看護学科では、1年次及び2年次修了までに履修すべき授業科目のうち、それぞれ3科目

以上の未履修科目がある場合は進級できない。

各学部では、成績評価の厳格化と併せて、各授業の目的、内容、達成目標、成績方法・評価基準等を明記したシラバスを作成している。また、オフィスアワーの設定、履修モデルの事前提示、レポートの添削返却、医学のチュートリアル教育、個別指導、大学院生・上学年次生配置による履修・学習相談、施設の開放等、学生の自主的な学習を促す取組を実施している。

さらに、学生が自らの到達度を客観的に判定する仕組みとしての教育学部における「プロフィール・シート」や医学部での共用試験等、きめ細かな履修指導、授業等の工夫を行い、単位の実質化を支える体制を整えている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教養教育のクラス編成において可能な限り、また、専門教育では少人数教育を導入している。教養教育のクラス編成は、50人以下のクラスが60%以上で、101人以上のクラスは20%以下である。

授業の形態は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことを学則に定めている。各学部においては、それぞれの分野の特性を考慮し少人数の演習や実験、実習（フィールドワークを含む。）等を組み合わせた形で授業を実施している。

また、オフィスアワーのシラバス記載、TAの活用、自主学習会への支援等、各学部の特性に応じて実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、教育課程の編成趣旨、カリキュラム・ポリシーに沿って作成され、開講する授業科目の授業形態、授業の目的、ラーニング・アウトカム（大学で身に付けた力）である科目の達成目標、授業内容、授業の進め方、成績の評価方法、オフィスアワー等を記載している。電子シラバス用のフォーマットは統一（医学部を除く。）しており、印刷媒体だけでなく、電子情報として、大学ウェブサイトから学生が検索・閲覧・ダウンロードできる。

シラバスは、「学生による授業評価アンケート」にも活用している。この授業評価アンケートでは、学生の学習到達度をシラバスの達成目標項目に照らして検証する。シラバスと授業評価アンケートとを有機的に連動させることによって、学生自身が学習到達度を検証し、また、教員は授業改善・工夫、次年度シラバスの改善等を行うことに活用されている。

なお、学生の授業評価アンケートでは、シラバスに明示した授業科目の達成目標をクリアできたか否かを、7点満点で評価させたところ、過半数の学生が5点（少しそう思う）以上の評価をしている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

前期1年次生を対象とした初年次教育では、入学者の学習観の転換を図り、自ら主体的に学ぶ自学自習

の姿勢を身に付けることを教育の目標に掲げている。また、各学部において、学生の自主ゼミ活動が展開されている。医学部では、看護学科所属の学生が医療チームの一員として病院の動きを体験できるよう、放課後や休日に病院業務に従事できる制度等を設けている。

長期休業中等における学生の自主的な海外研修・学習体験活動に対して、それを評価して単位認定を行う科目の設定、教養教育の一環として環境又は地域連携をテーマに活動している学生団体を対象にした「学生によるフィールド学習支援プログラム」等、自主学習に配慮をしている。

学内での自主学習の機会を拡大するために、附属図書館等の自主学習施設の時間外の利用を可能にしている。

初年次学生に対するリメディアル教育として、専門高校、職業学科及び総合学科出身者等の希望者を対象に英語・数学・理科（物理・化学）の補習教育を開講している。また、英語については、希望者を対象に高大接続科目として「大学英語入門」を開講しているほか、英語の履修において初年次からTOEIC-IPTテストを課して、そのスコアを基に1年次生前期の授業から習熟度別のクラス編成をしている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

試験等の成績評価は、全学の規程として策定した成績評価基準に則り、平常成績及び出席状況等を考慮して実施されている。成績評価は100点満点法であり、成績を秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（59点以下）の5段階に区分し、秀、優、良及び可を合格として単位を認定している。成績評価の方法及び基準については、授業科目の担当者がシラバスに明記し、初回授業時に評価基準を周知している。

卒業認定基準については、学部ごとに履修細則として規定し、学生に基準を記載した『履修の手引』を配付するとともに、新入生オリエンテーション等で成績評価及び卒業認定の基準に関する説明を行っている。各学部では、所定の教育課程を履修（修了）した者に対し、単位認定・卒業認定のための卒業認定会議及び教授会を開催し、その議を経て学長が卒業を認定している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績の評価等の正確さを担保するためとして、教員の準拠すべき成績評価基準を明確にしている。

なお、教養教育科目や全学的に開講される教職科目の成績評価に関して、学生に不服がある場合には、そのことの申立てをする制度措置（不服申立て制度）を設けている。この制度では、授業担当者の説明責任を明確にするとともに、成績評価に対する申立てに関し、成績評価の学生への情報提供の方法、問い合わせ方法、申立てに関する対応を明らかにしている。

専門教育科目についても、各学部において同様な取扱い要項等を定めている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学憲章に示す養成する人材像及び各研究科において策定した研究科の教育目的に則って、学士課程の教育との整合性を図りつつ、学位に照らしてその教育課程を編成、授業科目を配置している。

人文社会科学研究科では、法経専攻、言語・社会文化専攻の2専攻に4コース（法政コース、地域経済コース、言語文化コース、社会文化コース）を設定し、各分野の高度な専門的知識と技法の習得、学際的・国際的な研究を通じて総合的実践的能力をはぐくむことを目指した教育を提供している。

教育学研究科では、学部学生の継続教育を行うとともに、教育学部附属学校において年間を通じて教育実習を行う「学校教育実践研究」を必須化している。また、山陰地域の現職教員に対する研修機会を提供するために、現職教員のキャリアに応じて特段の措置を講じた「1年短期履修コース」を設置、現職教員が自らの学校種、教科等の課題意識に基づいて自由に教育課程を選択する「オーダーメイド型教育プログラム」を提供している。

医学系研究科医科学専攻では、医学の分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた優れた研究者、優れた研究能力を備えた臨床医・腫瘍専門医の養成を目指している。なお、高度臨床医育成コースにおいては、学生が目指す多様な専門医、認定医に沿った柔軟かつ的確な科目選択を可能とするため、医科学専攻博士課程において所属部門に関する科目選択制度を撤廃している。看護学専攻では、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力と、人間性を備えた優れた研究者又は高度専門職業人の養成のための教育課程を編成している。なお、理工学分野及び自然科学分野との融合による学際的な研究成果を教育に活かす「医理工農連携プログラム」を開設している。

総合理工学研究科では、博士前期課程に5専攻を置き、従来の細分化された学問領域にとらわれず、科学技術の総合化を目指す新たな理工融合理念に則した研究・育成システムを実践している。また、博士後期課程では、工学分野の応用研究のみならず、物理、化学、地球科学、数学、情報等の理学分野に関する基礎科学を専攻できる教育課程としている。

そのほか、教育研究特別プログラムに対する教育方法の特例を設け、「地球」教育研究特別プログラムにおいて英語による授業及び研究指導を行うものとし、このプログラムに先端地球科学コース、地球資源学コース、地球環境災害学コースを設置している。

生物資源科学研究科は、生物生命科学、農林生産科学、環境資源科学の3専攻で構成し、学生の将来に対する志向を考慮した、課題研究コース、学術研究コース、地域産業人育成コースの3コースを設置している。学術研究コースにおいては、連合大学院博士課程への進学等研究者を目指す人材を養成する教育プログラムを提供している。なお、多様な専門分野の研究手法や発想に触れる必須の研究科共通科目（「科学

研究方法論」等)及び専攻共通科目を設定している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育学研究科では、スクール・リーダーとなる高度な資質を有する学校教員の養成を目的とし、山陰地域における教員養成基幹大学院として、現職教員及び学部卒業生の双方により高度な専門性を獲得させ、地域の教育界を担う人材の育成を推進している。そのため、教育実践開発専攻、教育内容開発専攻の2専攻に加え、従来の専修制に代わるコース制を採用している。また、島根・鳥取両県の教育委員会の要請を受けて「1年短期履修コース」を設置している。

医学系研究科では、世界に通用する医学研究者を養成するとともに研究マインドを併せ持った優れた臨床医を養成するため、医科学専攻博士課程には、研究者育成コース、高度臨床医育成コース、腫瘍専門医育成コースを、同専攻修士課程に総合医科学コース、がん専門薬剤師養成コース、地域医療支援コーディネータ養成コースが置かれている。

平成19年度には文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」において、がん医療に携わる人材の育成を目指した「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアムー中国地方中山間地のがん医療均てん化を目指すー」(共同プロジェクト)が採択され、医療技術の相互の向上を図る人材交流や単位互換、e-learningやTVーカンファレンスによるリアルタイムな情報交換、コメディカル講習会による教育機会の提供、3大学合同ミニシンポジウムによる相互評価など、島根、鳥取、広島の3県と3大学の大学院研究科が相互補完を図り、がん医療に携わる人材の育成を目指した取組を行っている。

また、看護学専攻では、教育・研究領域として看護技術学(看護援助技術学コース、看護管理技術学コース)、母子・成人看護学(母子看護学コース、成人看護学コース)、地域・高齢者看護学(地域在宅看護学コース、高齢者看護学コース)の3領域で構成している。

なお、理工学分野及び自然科学分野との融合による学際的な研究成果を教育に活かすべく「医理工農連携プログラム」を開設している。

総合理工学研究科では、教育研究特別プログラムによって英語による授業を展開しているが、世界各地から能力のある学生を集めるプログラムであるとともに日本人学生の聴講も認めており、学生間の国際交流の一環に位置付けている。

生物資源科学研究科では、生物生命科学、農林生産科学、環境資源科学の3専攻の再編(平成20年度)に加え、学生の志向を考慮した教育及び研究指導ができるよう課題研究コース、学術研究コース、地域産業人育成コースを設けている。学術研究コースは、当該研究科と関係が深い鳥取大学大学院連合農学研究科博士課程への進学を希望する学生に適したコースでもある。また、留学生に対する教育方法の特例を設け、英語による授業及び研究指導を行う留学生特別コースを設置している。

地域社会の強い要望にこたえて地域の再生に貢献できる人材を養成する「地域産業人育成コース」を設置しているが、この教育プログラムは、平成19年度に文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」の採択を受けて推進しているものである。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院課程では、大学院学則において「1単位の授業科目に45時間の学修を必要とする」ことを標準に定めている。

学生の主体的な学習・研究を重視して必要な学修時間を確保し、また、各研究科において多様な教育方法や指導方法を採用するなどして、学生の自主的な学習を促す取組を実施している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

授業形態については、各研究科の特性を踏まえ講義、演習、実験、実習や学位論文の研究指導等を組み合わせ、全体のバランスを図っている。

人文社会科学研究科では、各専攻とも研究指導科目（専門分野の演習）、コース関連科目（講義、演習、実習）を体系的に配置し、小規模な研究科のメリットを活用し個別指導を行っている。

教育学研究科では、講義、演習、実習、研究課題等、多様な授業形態を組み合わせている。

医学系研究科では、博士課程において講義に加えて、討論、データ解析、発表等の演習を組み合わせている。

総合理工学研究科や生物資源科学研究科では、講義、演習、セミナー形式、実習等の多様な授業形態を採用しており、演習科目には関連基礎科目や英語等を加えている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、各研究科の教育課程の編成趣旨を踏まえ、授業形態、授業の目的、科目の達成目標、授業の内容、授業の進め方、成績評価の方法、オフィスアワー等を記載し、履修科目の選定や予習・復習に必要な情報を一定の様式で提示している。

シラバスは印刷物として学生に配付し、また、大学ウェブサイト（医学系研究科を除く。）で閲覧できる。

各研究科は、シラバスを入学時のオリエンテーション・ガイダンスで系統的に指導する際に用い、また、学生自身の科目到達度・成績評価での検証に活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

企業等に在籍している学生に対し、教育上特別の配慮が必要であると認められる場合には、履修を容易にするために学内規程により夜間（平日の18時以降）開講を可能としており、生物資源科学研究科における夜間開講科目数は平成20、21年度が1科目（「MOT特論」）、受講者数は平成20年度3人、平成21年度2人となっている。医学系研究科においては、夜間開講科目数は平成19年度12科目、平成20年度17科目、平成21年度25科目、受講者数は各年度各科目1～43人となっている。また、やむを得ない事情に

より長期履修をすることが必要な学生には、標準修業年限の2倍を超えない範囲で長期履修を可能にして、履修が計画的に行われるよう指導する制度を設けており、医学系研究科における長期履修の学生数は平成19年度19人、平成20年度26人、平成21年度35人となっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-4 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-1 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院課程では、多様な学生の指導に当たるため、必要に応じて1人の学生に対し研究指導教員に加えて副指導教員が共同で指導する複数指導教員制を導入している。

なお、各研究科では、研究指導計画書等による指導教員による進捗管理、中間発表会の開催、最終審査の公開等の体制・制度を整備して指導している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-2 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

学生の研究指導及び学位論文作成に係る指導は、教員による個別指導とグループ討論・検討による指導との2つの方法によっている。

研究指導は、入学時よりスクーリングと並行し、研究方法及び学位論文テーマを学期、学年進行に沿って、定期的又は不定期に、提出文書や個別対面を通じて指導している。

併せて、大学院学生の研究テーマに対する取組の妥当性を検証するために、加えて外部の研究者等からの批判や意見を通じた研究上の指導と刺激により研究意欲の向上を図るため、学会や学外研究会への参加を勧奨する目的で、大学院学生の研究成果の発表活動等に対して大学から補助する奨学金支給制度を設けている。

さらに、大学院学生に指導教員の補助的な教授活動を通じてプレゼンテーション、ディベート能力を身に付けさせるため、学部学生の実験・実習等を指導補助するTAの経験を重要な教育・研究発表の機会と位置付けている。

また、大学院学生の研究能力や問題意識の向上のために、指導教員の下で、RA制度により大学院学生にも最先端の研究活動の場に参画する機会を提供している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-1 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院課程の成績評価は、学士課程と同じく100点満点法によって評価し、成績を秀（90～100点）、優

(80～89点)、良(70～79点)、可(60～69点)、不可(59点以下)の5段階に区分し、秀、優、良及び可を合格として単位を認定している。

修了認定基準については、大学院学則の定めにより各研究科で規定し、学生に周知している。また、各授業科目の成績評価基準については、シラバスにより学生に周知している。

標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、修士論文、博士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格した者に対し課程の修了を認定し、修士又は博士の学位記を授与している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位規則において、大学院課程における学位論文等の審査及び最終試験、学位の授与の議決について研究科委員会の責務を定めており、各研究科でそれぞれに審査体制を整備し、評価基準を定めている。また、学位について論文の提出の手順、論文等の提出期限、審査委員の選出、審査・試験の実施方法等を定め、『履修の手引』により学生に周知し実施している。

学位論文審査の実施については、学位論文審査に係る内容をオリエンテーション時及び学期ごとに配付し、審査の存在・時期、審査委員会組織の編成等を学生に説明し、周知している。最終的な学位論文審査は、規則に則って口頭試問結果を踏まえて行い、研究科委員会において合否判定を最終決定(議決)し、対象学生にその結果を通知している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学士課程と同じく、成績の評価に関する取扱いを定め、成績評価に関して不服がある場合の不服申立て制度を整備している。専門教育科目については、各研究科においてその取扱いを定め運用している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

法務研究科は、地域社会の司法環境の充実に寄与するとともに、国際化の時代に対応できる高度な法的思考力と知識を有する専門的ジェネラリストとしての法曹を養成することを基本的理念・目標に掲げている。

教育課程は3年が標準である。ただし、入学手続き終了後に実施する履修免除試験に合格したときは、法学既修者として2年次からの履修を認めている。

授業科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目群で構成し、修了に要するそれぞれの単位数を定めている。

学期制は、基礎から応用への積上型の教育を重視し、法律基本科目、実務基礎科目を中心にクォーター(4学期)制を採用している。このクォーター制の導入に際し、授業の予習・復習、準備など学生、教員

双方の負担軽減を図るための措置を講じている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

法務研究科は、学生が十分に学習時間を確保できるよう、必修科目の2コマ連続開講は避ける、週2コマの必修科目は異なる曜日で開講する等、時間割編成の原則を教授会で確認している。

臨床法学教育を通じて実践的処理技術等の習得によって実務能力を鍛練するため、臨床科目（「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」等）を「理論と実務の架橋」と位置付けている。文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、平成16年度に採択を受けた「実務家との協働によるリーガルクリニック」は、地元法律事務所との組織的連携により実施されている。なお、法務研究科内に設置した地域法律相談センターでは、学生が同席する法律相談、学生が帯同する移動法律相談を実施し、実践的処理技術等の習得の機会としている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

法務研究科では、1学年間における最低修得単位数及び履修登録単位数の上限をそれぞれ設けている。

また、必修科目のうち法律基本科目群の科目について、平常の成績評価（平常点及び小テストの評価）が7割以上であることを、再試験の受験資格に定めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法務研究科は、地域社会の司法環境の充実に寄与するとともに、国際化の時代に対応できる法曹を養成することを基本的理念・目標に掲げて、「地域と法」、「国際人権法」、「比較契約法」、「国際取引法」を開講している。特に、地域性を考慮した重点科目である「地域と法」を1年次に履修すべき選択必修科目としている。

研究者教員に加えて5年以上の実務経験を積む実務家教員を配置して、「理論と実務の架橋」を目指すため法律実務基礎科目及び総合科目を設けている。

法務研究科では、平成17、18、20年度に、弁護士会、法科大学院教授等で構成する外部の評価委員会において、研究科の自己点検評価に対する外部評価を実施し、授業科目、授業内容に関する当該研究科の取組に対する意見を聴取している。

平成20年度には文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、「中四国法科大学院連携教育システムの構築」（共同プロジェクト）が採択され、それを受けて他大学と共同で教育の質の向上に取り組んでいる。他大学と連携し、共通の教育プログラムを作成することにより、教育内容・方法の充実と厳格な成績評価システムの構築を図り、他方で相互授業参観、相互模擬授業の実施などによって、FDシステムの開発や実務教育も含めた連携教育システムの構築を目指している。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると

判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

法律知識の習得を目的とする講義による授業のほか、学生参加型の授業及び臨床科目における実務体験型の授業を組み合わせている。臨床科目には、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」等の体験実習が含まれている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

法務研究科のシラバスには、学士課程、大学院課程と同じく、全科目について授業の目的、授業の進め方、授業のキーワード、参考文献、成績評価の方法、オフィスアワー等が記載されており、年度当初に各学年を対象にオリエンテーションで学生に配付している。

また、シラバスとは別に、授業の主題とポイント等を明示した講義（授業）概要を前・後期の開始前に作成し、学生に配付している。さらに、各科目の授業レジュメと資料を当該授業実施1週間前までに事前配付している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

専門職学位課程では、成績評価にGPA（Grade Point Average）制度を導入している。成績は100点満点法によって採点し、これを7段階に区分した点数範囲にそれぞれ評価点を与える。課程の修了には、所定の単位を修得し、かつ、一定の成績（科目平均評価点）を修めることが必要となっている。

法務研究科教務委員会は、試験問題、出題意図、採点基準、配点基準を事前に点検し、また、試験実施後にも同委員会が採点基準、配点基準に沿った成績評価であるか確認を行っている。さらに、教授会において試験問題、採点表、成績表及び最終成績について審議し、承認する体制になっている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績通知に際して、採点済みの答案の写しを返却するとともに、試験の配点、出題意図、採点基準等を記載した解説を原則として試験実施後に学生に配付している。また、成績評価に対する問い合わせについても法務研究科が組織として対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の主体的な学習を促進する自主ゼミ等の手だてをとりつつ、基礎学力不足の学生に対する初年次教育の実施など、学習状況に配慮した指導援助体制が全学及び学部レベルで確立している。
- 医学系研究科や生物資源研究科で、専攻制と同時に将来の志望別にコース制を導入しており、期待どおりにコース制が機能している。
- 平成20年度文部科学省教育GPに「環境寺子屋」による理科好き教師の育成—豊富な環境リテラシーを有する「理科に強い義務教育教員」育成プロジェクト—が採択され、「理科教育と環境教育に強い教師」の育成を目指して「環境・理科教育推進室」を整備し、初等・中等教員の理科指導力の向上を直接の目的とした体験型教育プログラムを企画・運営している。
- 平成19年度文部科学省特色GPに「確かな教師力を育む多角的評価の実現—1,000時間体験学修」 「学生プロフィールシート」「面接道場」で可視化する教師としての自己成長—」が採択され、学生一人一人の教師力向上の可視化を実現するプログラムを開発している。
- 平成18年度文部科学省現代GPに「地域医療教育遠隔支援 e-ラーニングの開発—地域医療病院・保健福祉施設実習における医学・看護学統合型 e-ラーニングシステムの構築—」が採択され、「島根 e-地域ネット」を開発し、地域での実習に必要な知識や技能が修得できる有効なコンテンツを作成している。
- 平成17年度文部科学省医療人GPに「夢と使命感を持った地域医療人の育成—日本版WWAMIプログラム—」が採択され、米国WWAMIプログラムの見学体験研修などの取組を行っている。
- 平成17年度文部科学省教員養成GPに「戦略的FDによる資質向上スパイラルの実現—地域教員養成基幹学部のミッションを達成する「協同」の構築—」が採択され、教員養成教育プログラムの抜本的改善に取り組んでいる。
- 平成20年度文部科学省「大学教育の国際化加速プログラム（海外先進教育研究実践支援）」に「海外に学ぶ地域医療教育者のキャリア形成—家庭医学・在宅看護学の教育スキル向上を目指した海外先進事例研修—」が採択され、海外からシミュレータ教育指導者を招聘するなど、学生への実践的医療技術教育を行っている。
- 平成19年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム—中国地方中山間地のがん医療均てん化を目指す—」（共同プロジェクト）が採択され、がん医療に携わる人材の育成を目指した取組を行っている。
- 平成16年度文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に「実務家との協働によるリーガルクリニック」が採択され、法務研究科内に地域法律相談センターを設置し、法科大学院生を参加させ、相談依頼者との間で法律事例をめぐるコミュニケーションの方法を実体験させること

島根大学

で臨床的な法律養成教育を実施し、さらに法曹養成教育のさらなる高度化を目指した「リーガルクリニック」を行っている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

授業科目における学生の達成目標（達成度）はシラバスに示されており、その達成状況は、大学ウェブサイト上の様式に入力する方式で年2回前・後期に実施する「学生による授業評価アンケート」で検証している。

そのほか、教育成果に関する調査組織を整備し、学部・研究科の在学生を対象とした「学生生活満足度調査」、1年次生を対象とした「島根大学における一年次教育の実態と教育改善に関する調査」等の分析を実施し報告、公表している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程における在籍者に占める留年者の比率は、過去3年間において全学部の平均が6.2～6.4%で推移している。また、標準修業年限以内で卒業する者の比率（卒業率）は、過去3年間において全学部の平均が79.2～80.6%である。

大学院課程における在籍者に占める留年者の比率は、過去3年間において全研究科の平均が3.2～5.2%である。また、標準修業年限以内で修了する者の比率（修了率）は、過去3年間において全研究科の平均が79.8～83.2%で推移している。

平成20年度の単位修得率は、79.18%で、成績評価の分布状況（秀・優・良・可の比率）は、教養教育では、それぞれ10.30%、34.65%、29.64%、25.41%、また、専門領域では、2.22%、49.90%、28.33%、19.55%となっている。

卒業（修了）論文は、各学部・研究科において厳格に審査している。なお、学術研究に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる学生に対して表彰する制度を設け、年2回、学会発表者、受賞者等の中から選考し学生表彰を行っている。

また、教育効果の高揚と就職支援に資する目的で学内資格付与制度を創設し、授業その他の活動において一定の基準を満たした学生に対し、島根大学情報セキュリティ管理士、島根大学環境マネジメントシステムリーダー等の学内資格を与えている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教育の成果・効果を検証する「学生による授業評価アンケート」では、その対象科目を卒業研究、集中講義、教育実習関係、医学部医学科の専門教育科目を除く授業科目とし、学生自身が匿名で、14項目について7段階評価することにより実施している。その集計の結果は、学内向けの大学ウェブサイトにおいて公表している。

アンケートの回答で、「総合的に判断して、この授業に満足している（総合満足度）」に対する回答の平均得点が、平成18年度の前期は、7段階の4.86、後期は5.02、平成19年度の前期は5.03、後期は5.13、平成20年度の前期は5.07、後期は5.13であった。

評価の結果は、科目担当の教員に科目ごとの一覧表として表示し、アンケート結果を授業改善につなげたか否かの照会を翌年度に実施している。なお、総合満足度の高い（5.00以上の評価を受けた）授業科目の中から抽出した授業を公開して、教員同士による相互研修型のFDなどに活用している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業後の進路・就職状況調査は、継続的に実施されている。学部（医学部を除く。）卒業生のうち就職希望者の就職率は、平成18年度96.1%、平成19年度96.1%、平成20年度97.4%であった。また、大学院の研究科（医学系研究科を除く。）修了生のうち就職希望者の就職率は、平成18年度98.8%、平成19年度97.9%、平成20年度99.0%であった。

法文学部の就職者の職業別構成では、事務従事者、販売従事者が多く、産業別構成では、公務（公務員、警察官、教員等）、金融業、卸小売業等多様である。

教育学部では、教員をはじめカウンセラー等の教育に関連する分野への就職が多くなっている。

総合理工学部では、一般企業への就職が圧倒的に多い一方で、卒業生の約40%が大学院へ進学している。生物資源科学部の産業別構成では、製造業、卸小売業が多く、その進路は生物、食品、薬品、農業関係等である。

医学部では、新卒者の医師国家試験の合格率は94%に達し、看護師、保健師についても100%である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成15～17年度及び平成19年度において、ラーニングアウトカム（大学で身に付けた力）に関して卒業生に対する4段階による検証評価を実施している。それによると、評価ポイントにはばらつきがあるものの、すべての領域で平成19年度の評価が高い。評価領域別では、社会的関係形成力、持続的学習・社会参画力についての評価の上昇度が高く、一方、外国語運用力については、高い評価が得られていない。なお、大学で身に付けた能力に対する満足度については、「大変満足している」又は「ある程度満足している」と回答した卒業生は、平成15～17年度の68.6%に対し、平成18年度が80.1%、平成19年度が84.5%であった。

平成16～18年度の学部卒業生と大学院修了生が就職した民間企業及び官公庁に対し、卒業生の能力要件について評価するアンケート調査を実施した結果、「総合的に判断して、島根大学卒業生の採用に満足し

ている」という設問では、「充分満足（5段階評価の5）」又は「やや満足（5段階評価の4）」と回答した企業等が67.4%となっている。また、個別の観点評価において当該大学の卒業（修了）生には、「統率力・リーダーシップ力」、「課題発見力」、「表現力・プレゼンテーション能力」等がやや不足しているとの評価を受ける一方で、「責任感・誠実性」、「協調性」に高い能力・素養を持っているとの評価を受けている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 表彰制度、学内資格等、学生の学習意欲を引き出し教育成果を上げるために、工夫・努力している。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対し全学オリエンテーションを実施し、単位制度に基づく大学の教育制度、授業を受講する上での留意事項等を説明している。各学部のオリエンテーションでは、『履修の手引』、『授業科目一覧』、新入生用シラバス等を用いて、具体的な履修方法についてガイダンスを行い、学科別の説明においては履修モデルを提示して系統だった履修・学習計画を立てられるよう指導している。

基礎教育科目のうち外国語の履修については、『外国語科目履修案内』を用いてガイダンスを行っている。

環境関連科目のうち共通教養科目については、『環境関連科目ガイド』により、ジャンル別に開講科目を紹介している。

先輩学生が履修登録の相談、ウェブ入力の支援を行っている。なお、学生委員長会議で作成し、修学関係のほか、学生生活関係、進路関係を網羅した内容を含み、学生が行うべき諸手続き等も記載した『指導教員の手引き』を、学生指導の指針として活用できるよう全教員に配付している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習支援の情報を把握し共有化するため、学生の履修・就職・相談・課外活動の情報等を一元的に管理する「学生電子カルテシステム」を開発し実施している。

また、オフィスアワーの設定と指導教員制度によって、修学関係、学生生活全般にわたる学生からの相談に助言・指導を行っている。特に、外国語教育センターでは、スタッフが常駐するラーニングアドバイザー制度を導入し、語学の習熟度に対応した個別指導を行っている。

なお、大学ウェブサイト上に、学生から良くある質問・相談事例を想定した質問等に対する回答(Q&A形式)の内容をカテゴリー別に検索できる学生相談システムとして公開し、メールによる相談も可能にしている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-1③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

身体等に障害のある学生へ対応するため、「身体等に障害のある学生に対する配慮マニュアル」及び「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置についての申し合わせ」を作成し、修学上の支援対応の統一を図っている。

また、学生によるノートテイカー（講義ノートの代筆）を募集し、登録者は、養成講座、研修会を通じて支援に必要な構えや要約筆記の技法の習得に努め、当該学生の授業サポートを行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生が利用できる自主学習環境としては、附属図書館、総合情報処理センター等の全学施設のほか、各学部、研究科の研究室棟に研究室、実習室、学習室、自習室等を整備している。

全学の共用スペースを利用して生物資源科学部内に法務研究科の学生自習室を整備し、在学生及び修了生である法務研修生に開放するなど、施設の有効活用を図っている。

松江キャンパスでは、外国語教育センターワークステーションを設け、図書、マルチメディア教材、コンピュータを利用して外国語の自主学習ができる環境を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」において、平成19年度に「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」が採択されており、学生の正課以外の諸活動への参加者に対してインセンティブ・ポイントを付与し、獲得したポイントは点数に応じて、授業料免除や学用品、図書等に交換できるなど、獲得したポイントを評価する仕組みを構築している。

この取組は、大学が正課外活動及びボランティア活動を教育活動の一環として位置付け、積極的に評価（可視化）することで、正課外活動への学生の自主的な参加を誘導することにより、学習意欲の向上を図ることを目的としている。具体的には、学生支援課において地域からボランティア活動等の要請にこたえる支援体制を整え、参加者にはインセンティブ・ポイントを付与することにより、正課外活動をデータ化するものである。

正課外活動及びボランティア活動奨励の一環として学生サポート・スタッフ制度を設けている。大学の要請に応じて活動する学生（学生サポート・スタッフ）を公募し、新入生に対する学生生活上の相談・アドバイス、履修登録の指導・相談や大学の行事（卒業式・入学式）の受付・誘導に当たらせている。学生の登録者数は、平成21年2月末現在で75人である。

このプログラムでは、教員、事務職員、学生代表で組織する「学生支援プロジェクト実行委員会」において、PDCAサイクルに基づき、プロジェクトの企画・実施・評価・改善を行っている。また、このプログラムの実施、活動状況を中間報告書にまとめ、学外有識者4人及び学部保護者代表5人を委員とする学生支援プロジェクト改善・評価外部委員会において平成21年2月に外部評価を受けている。

そのほか、サークル活動者は平成19年度から増加の傾向にある。サークル活動に関して、学生として

の自覚と見識を養い、学生間並びにサークル相互間の連帯を深める目的で、毎年学生研修会を開催しており、平成21年2月開催の研修会には、各サークルリーダーのほか一般学生を含む約100人が参加している。これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

新入生に対し、全学オリエンテーションの中で大学生活を有意義に送るための心得、生活全般にわたる当該大学の学生支援体制（学生相談員、カウンセラー、ハラスメント相談窓口、緊急連絡先等）を周知している。学生からの相談に対しては、指導教員、学生センター、学生相談室及び保健管理センターが連携して対応することとしている。また、学生からの苦情・相談に対応するため、窓口で直接的に対応する以外に、意見箱の設置やメール相談等を取り入れている。

心理面での不安を抱えている学生への支援を充実させるため、臨床心理士の有資格者をカウンセラーに採用するなど、松江・出雲両キャンパスに専任スタッフで組織する保健管理センターを設置し、健康相談及び心理相談に応じている。松江キャンパスでは、全新生に対し医師とカウンセラーによる面接調査を行い、精神疾患のスクリーニングを実施している。

また、平成21年度から、大学ウェブサイトにて学生の健康管理という側面から個々の学生がバランスよく食事を摂ることができるよう食診断機能を備えた「健康管理システム」を開発・導入して学生に提供している。

進路、特に就職に関しては、キャリアセンターを中心に就職指導・相談とともに、キャリアガイダンスを実施している。さらに、外部から就職支援アドバイザーを招いて学生への個別指導を実施している。キャリアセンターの個別就職相談体制を1人体制（平成17年度）から3人体制（平成19年度）に増員した結果、学生相談件数は、平成17年度159件、平成18年度222件、平成19年度627件、平成20年度692件と増加している。キャリアガイダンスへの学生参加者数は、平成20年度で181人（平成19年度95人、対前年度比90.5%増）、就職ガイダンスへの学生参加者数は、平成20年度で3,728人（平成19年度2,555人、対前年度比45.9%増）であった。

なお、法文学部及び総合理工学部では、保護者との連携を強化した学生支援体制を充実する目的で、学業成績、学生生活、就職、進学について指導教員と保護者との個別面談、希望によっては学生を含めた3者面談を実施している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-1② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、国際交流センターにおいてオリエンテーションを実施し、日本滞在中の注意点等について説明している。

国際交流会館にチューターを配置して、その運営補助、留学生の修学・生活支援、課外活動支援等、留学生のサポート等に当たらせている。平成20年度後期では、50人の留学生がこの制度による支援を受け、その比率は全留学生の25%である。また、「日本語補講」を開講して日本語の授業の理解度を高める支援を行っている。

なお、子供を持つ学生の支援ができるように、出雲キャンパスには、保育事業受託事業者に委託する方

式で夜間保育も可能な保育施設を開所している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-3③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面を支援する制度としては、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体奨学金、医学生地域医療奨学金以外の奨学制度として地元金融機関と提携して大学独自の利子補給型の奨学支援制度「島根大学授業料奨学融資制度」がある。

平成20年度における、日本学生支援機構奨学金の利用状況は、第1種奨学金が学士課程929人、大学院課程199人、第2種奨学金が学士課程1,578人、大学院課程75人であった。

授業料減免制度としては、経済的理由による授業料・入学料の免除制度のほか、学長が特に学業等が優秀と認めた者に対する授業料免除制度を導入している。

また、平成20年度から優秀で意欲的な大学院学生に対して経済的な支援を行う目的で、学生の学会発表等に係る奨学金支給制度を導入している。初年度には、島根大学支援基金等を活用し、54人の大学院生に対して合計225万円の奨学金を支給している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の履修・就職・相談・課外活動の履歴を「学生電子カルテシステム」で一元化し、これらの情報を教職員が共有することにより、学生支援を多方面から組織的、かつ効果的に実施している。
- 平成19年度文部科学省学生支援GPに「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」が採択され、正課以外の諸活動への参加学生に対してインセンティブ・ポイントを付与し評価する仕組みを構築している。
- 利子補給型奨学支援制度である「島根大学授業料奨学融資制度」や大学院学生に対する学会発表等に関わる奨学金支給制度、更に学長が特に学業等が優秀と認めた者に対する授業料減免制度を導入するなど、大学独自の制度を制定・導入して学生への経済的支援を強化している。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、松江キャンパス、出雲キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は松江キャンパス 181,795 m²、出雲キャンパス 220,198 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 128,829 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

島根大学キャンパスマスタープランにより、施設に関する目標、基本方針、今後の整備方針を定め、松江・出雲両キャンパスの整備計画について検討を行っている。また、教育研究活動の活性化を図るため、共用スペース運用要領を定め、全学的な見地に立った施設の有効利用を促進している。

高齢者や身体に障害のある者等に配慮し、専用トイレ、エレベーター、スロープ、専用駐車場、自動扉等の整備を施設の整備計画に沿って進めている。

授業以外にも課外活動において使用する運動場、野球場、プール、体育館等を整備しており、そのほか、附属施設として教育学部附属小学校・中学校・幼稚園、医学部附属病院、生物資源科学部附属生物資源教育研究センター（農場、演習林、臨海実験所）を設置し、教育研究の実習の場として活用している。

全学でのISO14001の認証取得を踏まえ、松江キャンパス中心部への車両進入を全面禁止することで歩行者の安全と快適な空間を確保している。また、松江キャンパスでは建物内全面禁煙を、出雲キャンパスでは附属病院での禁煙外来の設置及び病院敷地内の全面禁煙を実施している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学は松江・出雲両キャンパスに分かれているが、遠隔講義システムを活用した授業等により両キャンパスの教育研究交流の促進を図っている。また、危機管理情報及び休講・補講をはじめとする学務・学生支援関係の重要情報を学生に提供する大学情報提供システムを構築している。

総合情報処理センターでは、教育研究活動を支援するため、情報処理システム（研究用アプリケーションサーバ、メールシステム、プリント管理システム、ファイルサーバシステム、学内ネットワークシステム等の各種サーバ及び教育用端末等）の整備及び学内ネットワークの基盤整備を行っている。

松江キャンパスでは、学生が授業時間以外にも利用できるよう、センター実習室及び分室に教育用端末を配置し開放している。また、学生がキャンパス内で個人のパソコンを使用して学内ネットワーク及び大学ウェブサイト上のサービスを利用できるよう、無線LAN及び情報コンセントが整備されている。

出雲キャンパスでは、看護学科棟に土日も利用可能な情報科学演習室にパソコンを配置し、また、附属図書館医学分館にも情報処理設備を整備している。

情報管理については、情報セキュリティ基本方針を定め、最高情報セキュリティ責任者を置き、これを補佐する全学情報セキュリティ管理者に総合情報処理センター長を充て、全学のマネジメント体制を構築している。また、学内の情報管理を強化するため事務情報システムのサーバ室に電子錠・指紋認証装置、監視カメラ等を整備し、入退室の厳格化、侵入防止の強化を図っている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

附属図書館、情報処理施設、大学会館及び課外活動共用施設の利用については規則を定め、それらを大学ウェブサイトに掲載し構成員に周知している。

新入生に対しては、松江キャンパスでは、『学生生活案内』、『課外活動サークル紹介』の、また、出雲キャンパスでは学生便覧（『学生生活案内』、『履修の手引』）の中で施設の利用、利用上の注意点及び使用の手続きを周知している。

松江キャンパスにおいて、施設使用の申し込みが重複する機会が多い施設（大学会館）では、予約状況が大学ウェブサイト上で事前に確認できるように配慮するなど、施設の利用申し込みに便宜を図っている。

また、入学時から実践的な情報活用能力が身に付くよう、当該大学のコンピュータ利用環境（松江、出雲の各キャンパスの図書館、情報処理施設の案内）、アプリケーションソフトの操作方法、ネットワーク社会での注意事項、学術情報の検索・利用方法を網羅した内容の副読本を作成し、新入生に配付するとともに、学内向け情報サイトに掲載している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、松江キャンパスに本館を、また、出雲キャンパスに医学分館を設置し、図書・雑誌、電子ジャーナル及びデータベース等の学術情報を学内外に広く提供している。なお、蔵書数については平成21年5月1日現在で本館753,006冊、医学分館が118,589冊である。

開館時間については、通常期平日の開館時間が本館8時30分、医学分館9時、閉館時間が本館21時30分、医学分館20時までであり、土曜日、日曜日及び祝休日とも時間を短縮して開館している。

図書、学術雑誌及び電子ジャーナルについては、「学術情報基盤整備（3ヵ年）計画」に沿って収集すべき資料を検討し、附属図書館運営委員会の審議を経て系統的に整備している。

学生の図書の選書については、総合的な学修、教養を養うための基本資料の収集、教育・研究を支える新刊書の充実、新しい分野や個性的な研究のための特色ある資料の重点収集を基本的な方針とした学生用図書選書基準を定めている。また、「学生選書ツアー」の実施により、学生のニーズに合った収書に努力している。なお、授業料収入の1%を教育用図書購入費に充当している。

図書館利用者の学習、教育及び研究の発展に資する目的で、島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県立図書館、松江市立図書館及び出雲市立図書館と連携して蔵書横断検索及び相互貸借システムを確立しており、本館又は医学分館の窓口を通じてこれらの図書館から所蔵図書等を借り受けることができる。

島根大学

附属図書館では「堀尾期松江城下町絵図」や山陰地域の医師に宛てた「シーボルトの書状」等、貴重資料の保存・修復、レプリカ作成等を行い企画展示や講演会・シンポジウムを開催し、地域社会に積極的に公開している。また、学内外の歴史的・学術的な貴重資料等をデジタル画像として保存・蓄積し、調査・研究及び教育のために提供することを目的としたデジタル・アーカイブを構築している。

なお、重複資料と収納スペースの有効利用のため、全国に先駆けて「リユース市」を定期的に開催し不要資料の活用を図っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 附属図書館において、貴重資料の保存・修復、レプリカ作成等を行い、企画展示や講演会・シンポジウムを開催し、地域社会に積極的に公開している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

法人文書管理規則に、文書の管理体制、保存方法、保存期間及び廃棄等の取扱いを規定しており、教育・研究関係文書の管理については、各教員がそれぞれで行うことと定めている。

大学概要、大学案内等に掲載する学生に関する情報（在学者数の推移、卒業・修了の状況）、入学者選抜実施状況、学籍と成績管理、就職・進路、留学生等のデータは、教務・学生及び国際交流を担当する事務組織でセキュリティ保護をした上で、集積・保管をしている。

教育の質の向上と改善やキャリア教育・就職活動への支援のために実施した在学生、卒業（修了）生等への調査・収集したデータ等は担当部門で分析し、その結果を年報にまとめ冊子又は大学ウェブサイトで公表している。

なお、松江キャンパスでは、学籍の管理、成績の管理等の業務を「学務情報システム」によって、一元的にコンピュータ処理しており、学生が学期ごとに行う履修手続きについても、当該システムに集積・保管している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育開発センターでは、教務・学生関係の事務組織と連携して、平成16年度から「学生による授業評価アンケート」を継続実施している。また、全学FDシンポジウムにおいて、授業評価アンケートの分析結果を紹介するとともに、授業の改善に資する目的で、高い評価を得た授業を対象に、授業公開を毎学期実施している。さらに、学生参加型FD活動の一環として、学生と教員の意見交換の場である教育座談会等を開催している。

そのほか、法文学部では、毎年度「学生と教員との意見交換会」を実施している。教育学部では、平成17、18年度にベネッセコーポレーションと協同して学生の教育満足度を調査し、学部特有の課題を探索している。医学部では、医学チュートリアル教育や医療実習の教育効果を図るため、独自の授業評価アンケートを開発している。生物資源科学部では、学生による授業評価が教員の授業改善にどのように活用されているかについて、所属教員全員を対象にアンケート調査を実施している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

地元経済界からの意見を聴く「島根県経済団体と島根大学との懇談会」を平成19年度から毎年開催し、大学の近時の事業計画、動向等について説明している。また、大学と島根県内の公立高等学校及び私立高等学校との間で、教育及び入試に関する懇談会を毎年開催している。

法文学部及び総合理工学部では、「指導教員と保護者の個別面談」を両学部の前身である文理学部の時代から、約40年にわたり毎年、前期終了後に継続して実施している。

教育学部では、教職を目指す学生に対して、質・量ともに豊富な臨床的体験の場を提供する「1,000時間体験学修プログラム」の報告・交流会を学生が主体となって開催し、学生、教員、学部教育活動評価委員、受入機関、地域住民、保護者の参加により意見交換を行い、学生が社会との関係の中で自らの体験を振り返り、体験学修の意義の確認や新たな課題を見出す機会としている。

医学部では、平成16年度から、地域医療の問題点に関して島根県内各地で住民参加型のシンポジウム、「地域医療教育シンポジウム」を開催している。

なお、平成17年12月に当該大学と各（学部）同窓会を結ぶ緩やかな連合組織として「島根大学同窓会連合会」を設立し、ホームカミングデーの開催、機関紙の発行、大学ウェブサイトへの掲載等により、人的ネットワークづくりを通じた卒業生・修了生と在学生との交流機会を設けている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

各教員には、「学生による授業評価アンケート」において提示された授業の改善につながる建設的な意見等に対応して、どのような授業内容の改善を試みるのかなど、アンケート結果に対する所感、学生へのメッセージ等を「教員コメント」として提示させている。

学生は、アンケートの集計結果、分析内容とともに教員コメントを学内限定で公表している大学ウェブサイト上で閲覧することができる。

授業評価結果を基に実施する授業公開において、実施後に参観教員にアンケート調査を行い、授業の進め方、講義内容、機器の利用、板書方法、受講生数、受講態度、資料の配付等について、参観者からの感想（参考になったこと）を取りまとめた「授業公開アンケート結果」を公表している。

教員の授業方法・内容（教員の熱意、説明の仕方、話し方）に対する学生の評価（7段階評価）は、調査を重ねるごとに上昇している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育開発センターを中心に相互研修、学生参画、情報共有、大学間連携をFDの4つの柱として全学的に取り組んでいる。授業改善への取組としては、授業公開、FD研修会、学生座談会等を開催している。

また、全学FD研修会の中で、各学部でのFD活動の実践報告を含む総合的な検討、討論を行っている。

教育開発センターは、FDに関するワークショップ、意見交換会での意見を含め事後アンケートを実施

し、結果と考察を報告にまとめ公表するなど、質の向上、改善に向けて継続的な取組を行っている。また、初年次調査、初年次教育相互研修会での検証を踏まえ、大学憲章に掲げる主体的に学ぶ人材の養成を目指し、初年次教育プログラムのガイドラインを定めている。

教育学部附属FD戦略センターは、教員養成教育の改善、充実に資するため学生の教職能力を開発促進するとともに、FD研修会を継続的に実施している。

なお、外国語教育センターは、初修外国語科目を対象に成績のクラス平均を数値で表したGPCA (Grade Point Class Average) を算出し、教員は自己の授業を振り返り、改善を行う際の参考にしている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育活動を支援する職員等を対象に、専門知識の深化と課題の共有化を図ることを目的に、外部講師を招いた研修会を実施している。

また、国際交流担当職員には、国際貢献、国際交流の発展に資する目的で、各種シンポジウム、研修会等に参加させている。そのほか、担当する専門職域分野の情報収集及び資質の向上をさせる研修の受講を奨励し、他機関で開催されている研修会等に教職員を参加させている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「地域医療教育シンポジウム」を開催し、地域医療の問題点を地域住民に提示している。
- 教育開発センターを中心に相互研修、学生参画、情報共有、大学間連携をFDの4つの柱として全学的に取り組んでいる。
- 文部科学省特別教育研究経費によって、学生の評価も加味したFD活動を組織的に展開している。
- 初修外国語科目を対象に成績のクラス平均を数値で表すGPCAにより、共通の指標で他の授業との比較を行うことを可能としている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 50,228,466 千円、流動資産 8,810,690 千円であり、資産合計 59,039,157 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 12,776,853 千円、流動負債 7,101,129 千円であり、負債合計 19,877,983 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 7,656,434 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16~21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用27,411,143千円、経常収益27,969,103千円、経常利益557,960千円、当期総利益696,815千円であり、貸借対照表における利益剰余金2,699,058千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針に基づいて予算編成基準を作成し、経営協議会の議を経て役員会で審議・承認の後、この基準に沿って各部局が作成する事業計画を基に具体的な予算の編成及び配分を行っている。なお、教育研究のための基本的経費である教育・研究基盤経費の他に、長期的視点に立った戦略的・社会的ニーズに機動的に対応する政策的配分経費（施設・設備の整備に関する予算を含む。）、教育・研究のインセンティブを高めるための評価（競争的）配分経費、学長の裁量において直接執行が可能な学長裁量経費等の別枠経費からも必要に応じて教育研究経費を別途措置している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づいて実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属独立性を有する監査室が内部監査規程に基づいて実施している。

また、監事監査、内部監査、会計監査人監査の連携については、監事監査規程及び、内部監査規程の規定に基づいて情報交換・意見交換を行い、監査が効果的かつ効率的に達成できるよう、緊密な連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営上の重要事項を審議する機関として、国立大学法人法に基づき役員会、経営協議会及び教育研究評議会がある。

大学全般の運営については、学長の下に6人の理事を配置し、副学長の職を兼ねる理事の下に事務組織を置いている。

また、各学部長（研究科長）の下に学部・研究科に係る事務組織がある。なお、平成21年度から、医学教育・研究及び学生支援を担当する副学長を新たに配置している。

危機管理への対応では、想定リスクを、Aランク（全学的対応が必要とされるもの）、Bランク、Cランクの3段階の危機レベルに分類し、それぞれの危機レベルに対応した危機管理マニュアルを策定している。なお、全学的な対応・対策を必要とするときは、必要に応じて対策本部を置くこととしている。

そのほか、業務運営に関する違法、不正・不当行為の早期発見とその是正を図り、公正な業務運営と社会的信頼の維持に資するため内部通報体制を整備している。また、研究不正及び不正経理に対応するため、不正防止への取組に関する方針等を大学ウェブサイトに掲載し公表している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

大学の重要事項の審議機関である役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議に先立ち、学長は、原則として毎週、常任の理事、副学長及び各部長で構成する常任理事・副学長懇談会（平成21年4月に常任理事懇談会を改組）を開催し、大学運営の重要事項を協議し、各理事間の円滑な業務の連携と情報の共有を図るための連絡調整を行っている。また、学長は、教育研究評議会の開催に合わせ、必要に応じて部局連絡協議会を開催し、部局間の連絡調整を行っている。

そのほか、学長直属の組織として、それぞれ副学長を室長とする戦略的な企画立案機能を強化するための総合企画室、及び大学評価の基礎となる情報収集及び組織活動を評価するために、評価室がある。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると

判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

構成員の意見を大学運営に反映させるため教員、事務職員、学生等を対象に、学長が主催してキャンパスミーティングを実施している。

学生生活満足度調査では、キャンパスアメニティや施設に関する要求が高く、その結果を基に検討の上、必要な施設整備事業を実施している。

そのほか、経営協議会での審議や、地元自治体との協議、島根県経済団体との懇談会等を通じて寄せられた学外の意見・要望等を大学運営に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法に基づき2人（常勤1人、非常勤1人）を置き、監事監査規程に基づき会計処理状況、業務の運営・執行状況を監査している。

監査は被監査部局の負担軽減を図る観点から、各々独自性を維持しながら監事監査と監査室監査を合同で実施している。

監査方法は書面及び実地により行い、監査結果は、監事及び監査室長の意見を付して報告書を学長に提出しているほか、学内向け情報サイトにも掲載している。

常勤監事、非常勤監事及び監査室との情報の共有化を図るため監事会を定期的で開催している。また、監事は、監査のほかにも大学運営の重要事項を審議する役員会、経営協議会及び教育研究評議会に出席し意見を述べる。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

国立大学協会が主催するトップセミナー、マネージメントセミナー、国立大学法人等部課長級研修へは、役員、部課長級の幹部職員が参加している。

一般職員には、業務の専門性を高めるため中国・四国地区国立大学法人等のブロック研修等に参加させている。また、新規採用の職員には、新採用職員研修を実施している。

そのほか、国立大学法人の若手職員が企画し、国立大学財務・経営センターが開催する国立大学法人若手職員勉強会に、職員が企画委員や、一般参加者として参加するとともに、この勉強会に関する学内報告会を開催している。

なお、業務の改善と効率化を推進するため事務連絡会議の下に検討作業グループを設置し、業務改善・外部委託等を順次実施し、その中から顕著な功績があったと認めるものを選考し学長が表彰している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学憲章において、社会の信頼にこたえる大学運営を目標に掲げている。その目標実現に向け、学内外の意見を十分に反映させ、かつ、透明性の高い機動的な運営を行うため、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を構成する委員の構成、及びその責務と権限をそれぞれの規則に定めている。

なお、透明性を確保するため役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議内容は、それぞれ議事要録にまとめ、大学ウェブサイトに掲載し、公表している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

「組織に関する情報」として法人の目的、組織の概要等を、「業務に関する情報」として法人の中期目標、中期計画、年度計画、業務の実績報告等を、「財務に関する情報」として財務諸表、決算報告書等を、「評価・監査に関する情報」として評価結果、監査報告書等を大学ウェブサイトに掲載し、学内及び学外から閲覧できるようにしている。

また、大学ウェブサイトのトップに「トピックス一覧」を設け、収集した大学の活動に関する情報を公表しているほか、必要に応じて関係者への情報提供・周知するために「お知らせ一覧」を設けている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学では、組織の自己点検評価を基本とした「組織評価」、個人の自己点検評価を基本とした「個人評価」及び「第三者評価機関等による評価」を実施している。

組織評価では、全学あるいは各部局等の自己点検・評価を実施し、現状分析を行っている。

個人評価では、大学教員、一般職員、医療職員及び附属学校教員に対する当該大学独自の個人評価に関する規則を制定し、教育研究活動等の質の向上、職務の向上を図ることを目的にそれぞれ実施している。

大学教員に対する評価では、大学評価情報データベースに蓄積したデータを引用し、それに基づいて教育研究活動等の評価を行っている。

第三者評価機関等による評価では、事業年度ごとに中期目標期間に係る業務に関し、計画の進捗状況を点検・評価し報告書を作成した後、国立大学法人評価委員会の評価を受け、評価結果とともに大学ウェブサイトに掲載し、公表している。特に、平成16～19事業年度における学部・研究科等の現況調査表の作成では、大学評価情報データベースに蓄積したデータを活用し、それに基づいて各部局の自己評価を行っている。

生物資源科学部においては、平成14年度に大学評価・学位授与機構による分野別教育評価（試行的実施）を受審し、また、平成20年度には法務研究科が専門分野別の認証評価である日弁連法務研究財団によ

る法科大学院認証評価を受審し、評価結果を大学ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

法人として業務運営・財務内容等の状況、教育研究等の質の向上の状況に関する中期目標を掲げ、中期目標・中期計画の達成状況について国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

各事業年度において、15人中8人が学外有識者で構成される経営協議会の審議を経て、法人の中期目標・中期計画の進捗状況に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会に報告することとしている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務実績に対する評価結果を役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するとともに、学内広報誌（ニューズレター）を通じて学内関係者に周知し、また、大学ウェブサイトに掲載し、広く公表している。また、進捗状況に関して、更なる取組が必要とされた事項については、担当理事の下、検討を行い、特に男女共同参画を推進し、女性教員に対する研究支援制度を開始し、女子学生や女性教職員の相談窓口の設置などの改善を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

教育研究活動についての情報等を収集し、蓄積・保存した電子データを大学ウェブサイトを通じて学内外に公開している。また、研究実績を社会にわかりやすく紹介するため、冊子『島根大学お宝研究（特色ある島根大学の研究紹介）』を作成・配布しているほか、産業界と共同して実用化を目指す研究内容を紹介するため、『島根大学研究シーズ集』を作成し、それを配布するとともに、大学ウェブサイトにも掲載している。

文部科学省の教育改革プログラムを中心としたプロジェクト型の教育・研究事業の取組と進捗状況は、ウェブサイトに掲載している。

広報担当の副学長は、定例の記者会見を毎月1回実施し、教育、研究、医療に関する話題、学生の活動状況等の話題を提供している。なお、定例の記者会見における発表内容は、別途大学ウェブサイトに掲載し公表している。

そのほか、大学と地域との相互理解を深める目的で、地域に大学の情報を発信する広報誌を発行している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 島根大学

(2) 所在地 本部（松江キャンパス）島根県松江市
（出雲キャンパス）島根県出雲市

(3) 学部等の構成

学 部：法文学部，教育学部，医学部，総合理工学部，生物資源科学部

研究科：人文社会科学研究科，教育学研究科，医学系研究科，総合理工学研究科，生物資源科学研究科，法務研究科

関連施設：附属図書館，保健管理センター，教育開発センター，入試センター，キャリアセンター，国際交流センター，生涯学習教育研究センター，総合情報処理センター，汽水域研究センター，産学連携センター，総合科学研究支援センター，外国語教育センター，島根大学・寧夏大学国際共同研究所，ミュージアム，プロジェクト研究推進機構，工作センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部5,381人，大学院791人

専任教員数：561人

助手数：0人

2 特徴

本学は、平成15年10月、旧島根大学と旧島根医科大学の統合により新生島根大学として誕生した。旧島根大学には、汽水域、中山間地域、古代文化等、地域の特色を活かした教育と研究の蓄積があり、旧島根医科大学には、がん等の難病医療や高齢者医療を推進するなど地域の医療課題に積極的に取り組んできた歴史がある。

統合・国立大学法人化後は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進することを目標に掲げ、本学の目指すべき方向を広く内外に示している。

(1) 教育に関する特徴

本学は、学士課程，大学院課程及び専門職学位課程において21世紀の教育改革を担う学校教員，夢と使命感を持ち地域医療に貢献する医療人，専門的基礎学力と総合的視野を持ち，国際的に通用する技術者，地域社会に根

ざし国際的な視野と行動力を有する新しい法曹の養成等を重点的に推進している。また，学生が主体的な学びを通じて幅広い知識，広い視野，総合的な判断力を身につけ，人と自然への理解を深めるとともに豊かな世界観を育むことを目的として，①大学で学ぶ力を身につける「初年次教育プログラム」②島根の人と自然に学び主体性を育む「フィールド学習教育プログラム」③環境マインドを育てる「環境教育プログラム」④全学体制により教育力を向上させる「FDプログラム」⑤大学の正課以外を含めた活動を学生支援の中に位置付ける「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」等の特色あるプログラムを展開している。

(2) 研究に関する特徴

本学は，統合前の両大学の実績を踏まえ，医と理工，農，社会科学など融合分野の研究を重点的に推進し，地域に貢献できる新発想に基づく新領域の研究の推進に力を入れている。産業基盤が脆弱な地域に立地しているため地域産業の振興・育成を重点政策としてきた自治体等と協力し，安価で簡易な先端技術を企業へ導入可能にする島根型のナノテクノロジーの開発，自然と人間が共生する循環型社会の構築のための環境技術の開発，地域産品を活用した健康食品等の開発を中心に産学連携による基礎研究を推進している。

(3) 地域貢献に関する特徴

本学は，松江市と出雲市に位置する両キャンパスを本拠とし多様な分野の教員を配置している。高等教育機関が極度に少ない島根県にとっては貴重な知の拠点となり，司法・行政・教育界・産業界へ知財を提供することによる貢献度は大きい。このことを自覚しつつ地域のさまざまな知的要求に応える体制づくりを推進するとともに，実践を通じて地域再生に向け活躍する人材を育成する取り組みに力点を置いている。

(4) 国際交流に関する特徴

本学は，過疎・高齢化の先進地域が抱える社会，経済，自然，文化にわたるさまざまな課題に取り組んできた。この研究実績を生かして世界的視野に立ち，アジア諸国を中心に平和な国際社会の発展と社会の進歩のために貢献する人材を育成し，特色ある地域課題に立脚した国際水準の研究を展開し，その成果を世界に発信することを目標に掲げ，学術・文化・人材の交流を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材像等の目標を示すため、平成18年4月に「島根大学憲章」を制定した。

【島根大学憲章】

島根大学は、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ、世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。

この使命を実現するために、島根大学は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き、現代社会を担う高度な専門性を身につけた人材の養成を行う。

島根大学は、学生が、山陰の豊かな自然、歴史と文化の中で、学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら、自ら主体的に学び、自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。

2. 特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進

島根大学は、社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに、分野間の融合による特色ある研究を強化し、国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。

島根大学は、社会の要請に応え、地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。

3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

島根大学は、教育・学修、研究、医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元する。

島根大学は、市民と連携・協力して、地域社会に生起する諸課題の解決に努め、豊かな社会の発展に寄与する。

4. アジアをはじめとする諸外国との交流の推進

島根大学は、地域における国際的な拠点大学として、アジアをはじめとする国際社会に広く目を向け、価値ある情報発信と学術・文化・人材の交流を推進することによって、国際社会の平和と発展に貢献する。

5. 学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

島根大学は、真理探究の精神を尊び、学問の自由と人権を尊重するとともに、環境との調和を図り、学問の府にふさわしい基盤を整える。

島根大学は、学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い、機動的な運営を行う。

【学部目的】

(学部の理念・目標等、教育の目的の詳細は、別添資料1-1-1-1、1-1-1-2を参照。)

法文学部

高い倫理観と豊かな教養を身につけるとともに、基礎的専門知識を有し、現代社会や地域が抱えるさまざまな問題を探求し、解決することのできる創造的・実践的能力を有する人材、地域社会の中核を担う人材を育成することを目的とする。

教育学部

幅広い教養と専門的知識及び教職への強い意欲と情熱を基礎とした、優れた教育実践力を有する教師の育成を目的とする。

医学部

国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探究心を持ち、医療、医学、看護学及び地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

総合理工学部

理学・工学の分野間の連携を図って理工融合型の教育・研究を推進し、総合的視野をもった活力ある人材の育成を目指すとともに、新たな科学技術の開拓を通して、社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

生物資源科学部

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を涵養すると共に、自ら主体的に学び、問題を解決できる能力を有する人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

【大学院の目的】

(研究科の理念・目標等、教育研究の目的の詳細は、別添資料1-1-2-1, 1-1-2-2を参照。)

人文社会科学研究科

広い視野と深く精緻な学識を培い、人文社会科学分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

教育学研究科

専門分野に関する高度の専門的知識及び研究能力を修得させ、高度な教育的実践力の育成を図ることを目的とする。

医学系研究科

医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。大学院教育を通して、自立して研究活動を行うのに必要な研究能力とその基礎となる学識を備えた研究者の育成を図るとともに、医療や看護に求められる高度な専門知識、技術ならびに研究能力と優れた人間性を兼ね備えた専門職業人の育成を目指す。

総合理工学研究科

次の各号に掲げる課程において、高度の専門的知識と総合的視野を持った高度技術者・研究者の育成を目的とする。

博士前期課程では、専攻する分野の体系的知識・技術や研究方法を修得し、応用力、課題探求能力とともに関連する分野の基礎的素養を持った人材を育成する。

博士後期課程では、専攻する分野の高度な知識・技術をさらに深め、これを活用する能力、独立して高度な技術開発や研究を遂行できる基礎的能力とともに、幅広い視野と後進を指導・助言できる基礎的能力を持った人材を育成する。

生物資源科学研究科

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を基礎に、専門分野に関する高度の専門知識と応用能力を修得し、広く社会の発展に貢献し得る高度専門職業人の養成、独創的な発想力をもつ研究者の養成及び地域の再生・活性化に寄与し指導的役割を担う人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

法務研究科

地域に深く根ざし国際性を備えた高度専門職業人である法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学は、平成15年10月の旧島根大学と旧島根医科大学との統合と国立大学法人化という制度改革を経て、平成16年4月、国立大学法人島根大学として発足し、地域社会に根ざした個性輝く大学としての発展に取り組んできている。

平成18年4月には、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」として本学の目指す方向を示す島根大学憲章を制定し、広く学内外に示している。

また、大学憲章に掲げる自然と共生する豊かな社会の発展の推進のため島根大学環境方針の下、平成20年3月に、附属病院を含め、国公立大学を通じて全国初の全学での環境マネジメントシステム（国際規格ISO14001準拠）の認証を取得している。

本学学則及び大学院学則には、学校教育法（第83条及び第99条）の趣旨に沿って大学・大学院の目的を掲げており、各学部・研究科の目標は、大学全体の目的を踏まえて定めている。

ホームページ（ウェブサイト）の活用を図り、あるいは広報誌の配付によって本学の教育研究上の目的、目標を積極的に公表する機会を設けている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、昭和24年に文理学部と教育学部からなる新制大学として発足して以来、社会の要請に応じて組織改編を重ね、総合大学として地域の知の拠点の役割を果たしてきた。平成15年の旧島根大学と旧島根医科大学との統合を経て現在、人文・社会科学分野、自然科学分野、工学分野、医療学分野を網羅し、学士課程5学部15学科1課程、大学院課程6研究科18専攻により構成している。

教養教育については、各学部及びセンター等に所属する教員が授業を担当する全学実施体制の下、教養科目を開講している。

学部・研究科の教育組織のほか、学部附属の教育研究施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設を設置してそれぞれ異なる役割をもって学部・研究科の教育研究活動を組織的に支えている。

国立大学法人化以降の自主性・自立性を重視する大学運営に対応した機動的・効果的な業務を継続して遂行するため、大学教育に関する企画・立案を統括し、適正に実施運営する教育開発センター、入学者選抜方法等の改善を図る入試センター、学生の職業・進路選択及び就職活動を円滑に推進するキャリアセンター、国際化及び国際交流の推進並びに外国人留学生等への積極的な支援等を行う国際交流センターを設置している。

本学では、全学的な見地から教育全般にわたる審議機関として教育開発センターに各学部代表の教員も含めた委員で構成する運営委員会を置き、教育方法の改善に資する検討、企画立案を行っている。

学部・研究科の教育研究に関しては、各部局の教授会・研究科委員会で重要事項を審議しており、また、教育課程や教育方法等を検討する各種委員会において選出した委員により実質的な審議・検討をしている。

基準3 教員及び教育支援者

本学では、管理学則に教員組織に関して学部には学科又は課程及び講座を、研究科には専攻を置くことを定め、それぞれの教育課程を遂行するうえで必要な教員を配置している。

教員の採用にあたっては、採用基準や昇格基準等を明確に定め、人事委員会等において採用等手続きを適切に行っている。

さらに、教員組織の活性化・柔軟化を図るため、公募制を原則として広く公募を行い、積極的に外部からの人材の確保に努めている。また、教員の研究能力及び資質の向上を図るためサバティカル研修の活用など制度

の充実を図っている。

教員の教育活動に関する定期的な評価方法として教員の教育研究活動の質的向上を図る目的で教員の個人評価を実施し、評価結果を昇給、賞与等の処遇に反映させる「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」を制定し、昇給査定に適用している。

教員の教育内容と研究活動との関連性は、教員採用・昇格の審査を通じて確保しており、その後の学術・研究活動や論文等の研究業績と担当授業科目の内容（シラバス）から教育内容・目的とは整合性を保っている。

教員組織のほか教育活動を組織的に支援する事務組織を松江キャンパス、出雲キャンパスにそれぞれ置き、入学試験、履修指導、成績管理、修学支援、進路・就職支援、学生相談等の業務に対応している。また、TA等の教育補助者を積極的に採用するなど教育環境を整備している。

基準4 学生の受入

各学部・研究科では、それぞれの学問を基盤にした特徴的な知識体系に基づいて、「求める学生」（アドミッション・ポリシー）を明確にし、これを本学ホームページ、学生募集要項において公表し、その他、オープンキャンパス、入試説明会、推薦入試説明会等を通じて周知している。

入試センターでは、入学者選抜実施体制及び選抜方法の改善等を一元的に管理している。また、入試センター及び各学部で選抜方法ごとの入試成績の分析や入学者選抜動向の把握に努め、入学者選抜の改善を図っている。なお、教育開発センターと連携し、入学後の学業成績との相関関係の調査・検証作業を開始している。

公正な入学者選抜を実施するため、選抜方法、問題作成、採点を含め選抜試験における責任の所在を明確にし、実施体制として、学長を本部長とする実施本部の下に学部長を責任者とする実施体制を敷き適切に実施している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れには、受験生の能力・適性等の多面的な判定が必要であるという視点に立ち、筆記試験以外の面接・小論文を含む選抜方法の多様化、複数受験の機会にも配慮し、公正かつ適切な受入れ方法を採用している。

大学として多様な学生を受け入れるため推薦による選抜のほか、編入学希望者、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象にする特別選抜試験を実施し、一般学生のほか外国人留学生、社会人及び編入学生等を受け入れており、その結果、過去5年間において入学定員に対する実入学者数は概ね適正に推移している。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

学士課程の教育課程の編成・方針を定め、各学部において教育の目的・養成しようとする人材像に沿って授業科目を構成している。それぞれの教育課程は、教養教育と専門教育で構成している。教養教育では、基礎教育科目、共通教養科目に加え専門教育への導入部分を担う専門基礎教育科目を開設して教養領域と専門領域とを並行して円滑に履修する方式を採用している。

専門教育では、教育学部、医学部において専門職業人の養成に求められる授業科目を開設し、また、総合理工学部、生物資源科学部において技術者教育を重視してそれぞれ体系的に教育課程を編成している。これらの教育課程は、学生のニーズや社会からの要請に配慮しており、また、授業形態も講義、演習、実習、実験等をバランス良く組み合わせている。その内容も他大学との単位互換制度、インターンシップの単位認定、放送大学の基礎科目の一部カリキュラム化、全学開放科目の開設により、多様なニーズに対応している。また、全学でのフィールド学習教育プログラム、教育学部の教育実習、体験学修、医学部の地域医療病院実習、医学チュートリアル教育など教育内容に応じた学習指導法の工夫を講じている。

シラバスには、授業形態、授業の目的、科目の達成目標、成績評価の方法等を記載して全学部で整備してお

り、また、電子シラバス用のフォーマットを統一して本学のウェブサイトで公開し検索・閲覧できる環境を整備している。

専門高校・総合学科出身者を対象にした補習教育の実施、英語の履修における TOEIC-IP テストの成績による習熟度別クラス編成によって基礎学力向上のための取り組みを実施している。

学業成績の評価、単位の認定及び卒業の認定については、学内の規則等でこれらの基準を定め、学生に周知するとともに厳格に実施している。なお、学生が成績評価に対して不服がある場合の不服申立制度を整備して成績評価の正確性を確保している。

<大学院課程>

大学院課程の教育課程の編成・方針を定め、各研究科において教育研究の目的・養成しようとする人材像に沿って授業科目を構成している。

教育学研究科において地域の教育委員会の要請を受け、現職教員の履修に対する特段の措置、医学系研究科における医学・理工学・自然科学の学問領域の連携・融合した教育プログラムの開設、生物資源科学研究科における地域産業人育成コースの設置を踏まえた地域再生人材創出拠点形成のための教育プログラムなど、研究成果の反映や社会からの要請等に応える教育課程を編成している。

シラバスには、学士課程と同じく授業形態、授業の目的、科目の達成目標、成績評価の方法等を記載して全研究科で整備している。

大学院生の研究指導、学位論文指導には、研究指導教員による研究指導計画に基づく指導体制を整備している。学生には計画的な研究計画を立案するための研究計画書の作成、中間発表会の実施、学位最終公開審査への参加をさせている。また、学会や学外研究会への参加を奨励するための参加経費の補助制度、教育的機能の訓練としてのTA制度、研究活動に参画するRA制度を活用して学生の積極的な教育研究活動を支援している。

学業成績の評価、単位の認定及び卒業の認定については、学士課程と同じく学内の規則等でこれらの基準を定め、学生に周知するとともに厳格に実施している。なお、学生が成績評価に対して不服がある場合の不服申立制度を整備して成績評価の正確性を確保している。

<専門職学位課程>

法務研究科は、地域社会の法化の進展に寄与するとともに国際化の時代に対応できる高度な法的思考力と知識を有する専門的ジェネラリストとしての法曹を養成することを基本的理念・目標に掲げ、教育方針を定め、教育課程を編成している。

授業科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目群で構成し、修了に要する単位数を定めている。また、基礎から応用への積上型の教育を重視し、法律基本科目、実務基礎科目を中心にクォーター（4学期）制を採用している。

地域性を考慮した重点科目である「地域と法」を1年次に履修すべき選択必修科目とし、臨床科目では、「理論と実務の架橋」と位置づけて地元法律事務所との組織的連携によるリーガルクリニックや法務研究科内に設置した地域法律相談センターでの法律相談を実施して地域に密着した実践活動を展開している。また、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム：中四国法科大学院連携教育システムの構築」の採択を受けて他大学（法科大学院）との連携による教育の質の向上に取り組んでいる。

成績評価にGPA制度を導入しているほか、教務委員会において試験問題、出題意図、採点基準、配点基準の事前点検、また、試験実施後の採点基準、配点基準に沿った成績評価であるかの事後点検により成績、単位認定、修了認定の厳格な評価を実現している。

基準 6 教育の成果

本学では、学生が身に付けるべき学力・能力や養成しようとしている人材像を文章化し、公表している。各

授業科目における学生の達成度をシラバスに明記し、定期的にその達成状況を授業評価を通して適切に把握している。この評価に用いる学生による授業評価アンケートは、平成16年度から継続して実施しており、蓄積したデータは授業の改善に資するうえで非常に重要なものと位置付けている。このアンケート結果からは、学生の総合満足度は概ね満たしていると判断できる。

教育の成果に関する指標としての在籍状況（留年率）、卒業（修了）率などの指標は、概ね良好である。その結果、学生の就職状況は、各学部・研究科の育成すべき人材の養成目標に沿った分野への進路となっている。

上記の授業評価アンケート以外には、在学生に対する学生生活満足度調査、一年次（初年次）教育の実態と教育改善に関する調査を実施したほか、在学生のみならず卒業生・修了生、就職先企業等にも本学の教育の成果に関する調査を全学体制の下で実施し検証を行っている。卒業生への調査結果では、卒業年が新しい者ほど評価が高まってきていることから、着実に教育力が向上している。

また、就職先企業等への調査結果でも総合的に判断して本学の教育への満足度は高く、本学の教育に対し関係者から一定の評価を得ている。

基準7 学生支援等

全学のオリエンテーションでは、学生生活全般にわたる内容を、また、各学部、学科等のオリエンテーションでは、授業の履修などの修学上の留意事項を中心に学生にはきめの細かい履修指導を行っている。

学生の学習支援に関する情報を「学生電子カルテシステム」に集約し、教職員が協同して支援できる体制を確立しており、また、指導教員制度の導入、オフィスアワーの設定を通じて学生への助言体制を整備して学生の相談に応じている。

身体等に障害のある学生に必要な特別の配慮や措置をマニュアルに定め支援の対応を統一している。また、心理面で不安を抱えている学生に対しては、臨床心理士等の専門の職員が支援する対話型の相談体制を整備している。

自主学習のための全学施設を整備・開放し、学生の自習環境を充実させているほか、各学部、研究科ごとにそれぞれ学生のための部屋、設備を整備している。特に、附属図書館、情報処理センター等のコンピュータ利用環境の整備を図るためハード・ソフト両面の充実に努めている。

「学生の自主的活動の評価と教育効果の向上」プログラムの採択を受けて学生の課外活動を大学が評価することにより、正課外活動への学生の自主的な参加を促進する目的で、その活動に対してインセンティブ・ポイントを与える制度を導入している。

生活支援等の相談にメールによる方法を導入するなど、学生がより相談しやすい環境を整えている。また、学生相談にあたっては各学部、研究科の指導教員と学生相談室や保健管理センター等の担当スタッフが連携して組織的に個々の学生に対応する体制を採り入れている。

外国人留学生に対しては、日本語による授業に支障が生じないよう配慮するとともに、正課外活動、生活全般にわたり支援するためのチューター制度による日本人学生によるサポートを行っている。その他、施設の整備を進め特別な支援を行う必要と想定する学生に対しても必要に応じた支援を図っている。

学生への経済面での支援では、本学独自の奨学融資制度、学業等が優秀な学生に対する授業料免除制度、大学院学生に対する奨学金支給制度など、さまざまな援助制度を設けて学生の修学上の財政支援を着実に拡充している。

基準8 施設・設備

本学は、大学本部、法文学部、教育学部、総合理工学部、生物資源科学部を置く松江キャンパス（松江市）及び医学部、医学部附属病院を置く出雲キャンパス（出雲市）を中心に土地・建物を有しており、その校地面

積と校舎面積は、大学設置基準を十分に満たす水準にある。

大学の運営、教育研究活動に必要な施設、教育研究活動を支援する施設及び学生の課外活動に必要な施設を設置し、総合大学として相応しい教育研究環境を整えている。その中で限られた施設を有効に活用するため共用スペースを確保している。また、地域の生涯学習意欲に応えるため公開講座等による大学の開放事業を企画・実施しており、高齢者、身障者等へ配慮した施設・設備の改修も進めている。

島根大学憲章に「自然と共生する豊かな社会の発展に努める。」ことを掲げ、自然環境と調和する社会を実現することの重要性を認識し、かつ、環境方針（基本方針）の一つである「職員および学生等全体で快適な学内環境の構築に努める。」ことを実現するため構内の車両進入制限や喫煙対策など環境に優しいキャンパス・アメニティの創出を図っている。

本学は、遠隔講義システムや大学情報提供システムを構築し、授業に係る学生への利便性を図る取り組みを実施している。また、学内ネットワークシステムをはじめとする学内情報基盤や情報実習室などの情報教育用施設を整備しているほか、学生個人がキャンパス内で個人のPCを使用して情報サービスを利用できるよう、無線LAN及び情報コンセントを整備している。

医学部のeラーニングの教育モデルを構築する取り組みは、離島や中山間地などのへき地を含む島根県の医療において重要な地域医療教育遠隔支援ツールと位置付けている。環境保健実習、地域医療病院実習、地域看護実習、さらに、卒業後の臨床研修に繋げる地域医療人育成のための一貫した教育プログラム構築の取り組みは、社会的に評価され「第5回 e-learning 大賞の審査委員特別賞」を受賞している。

大学の情報は多岐にわたり、その取り扱いについて十分留意する必要があることから、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ体制及びその管理体制を整備して全学的な立場の責任者を置いている。また、設備面でも安全管理の向上のためその対策を講じている。

松江、出雲の両キャンパスに図書館を置き、専門の職員を配置している。図書、学術雑誌をはじめとする教育研究上必要な図書資料を豊富に所蔵して学内にとどまらず地域社会へ学術情報の発信拠点としての機能を発揮している。島根県内の高等教育機関及び自治体の各図書館と連携を図り、利用者のさらなる利便性を高めるべく情報提供に取り組んでいるほか、貴重資料の保存・修復と展示・講演に努め、その成果が認められ、国立大学図書館協会賞を受賞している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学の教育の状況、教育の活動に関する資料・データは、法人の文書管理規則の定めるところにより管理体制を明らかにして適切に収集、蓄積している。学生の学籍・成績の管理を「学務情報システム」により、セキュリティを確保しつつ、コンピュータで処理し集中管理による情報の一元化を図っている。

教育の改善に向けて、学生による授業評価アンケート、授業評価結果に基づいて実施する授業公開に対する参観教員へのアンケートを実施し、構成員からの意見聴取を行い、その結果とともに優れた取組みの紹介や改善事項を構成員に公表している。教員は、毎学期の授業評価結果を踏まえ、板書、説明の仕方、テキストや配付資料の改良等を繰り返し実施している。また、全学及び各部局のレベルにおいて、学生の意見を聴取するための調査や意見交換会を定期的に開催し、これらの意見を基に、教育の質の向上に向けた教員間の議論を重ねている。

地元経済団体、県内高等学校、保護者等の学外関係者から、本学の教育活動に対する意見の聴取に努め、また、島根大学ホームカミングデーを企画・実行し、参加した卒業（修了）生の意見を聴取している。

本学の教育の特色である環境教育・地域関連教育を伸ばさせる方向で、学生参加型の全学のFD活動を実施するとともに、各学部においても独自にFD関連の体制を構築し、教育の改善に組織的に取り組んでいる。

FDのほかに教務担当職員に対するSDフォーラムを開催し、学生への対応・支援でより高い専門性を発揮

できるよう継続して取り組んでいる。

基準 10 財務

本学は、島根大学憲章において「豊かな人間性と高度な専門性を身に付けた、自ら主体的に学ぶ人材の養成」を教育の目標に掲げ、また、「特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進」を研究の目標に掲げている。

国から承継した土地、建物等の資産の規模は、法人移行後も大きな変動なく推移しており、教育研究活動を遂行する基盤は保たれている。

また、掲げた目標を達成するための活動の財務上の基礎として、毎事業年度、学長が予算編成方針及び予算案を作成し、経営協議会の議を経て役員会で審議・承認の後、適切に資源（予算）配分を行っている。

収支の均衡を保つため適正な学生数の確保による学生納付金収入、組織的な取り組みによる産学連携等研究収入、寄附金等の経常的収入を安定的に確保しており、収支状況は良好で安定した教育研究活動を維持している。

大学の財政状態と運営状況を明らかにするために作成する財務諸表等に対しては、法令等に基づき監事及び会計監査人によって会計監査が実施されており、監査の結果、法人化以降5年間は適正意見が付されている。

資源（予算）配分に関する情報は、規則の定めるところに従い関係者に周知しており、また、財務に関する情報は、ホームページを通じて学内外に広く公表している。

基準 11 管理運営

学長のリーダーシップの下、各理事の責任を明確にし、事務組織に必要な人員を配して大学の管理運営を遂行する体制を整備している。

管理運営のための組織として役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置して重要事項の審議をしているほか、常任理事・副学長懇談会や部局連絡協議会を開催して意思決定の過程での情報の共有化を図っている。その他、想定する危機レベルに応じた危機管理の体制や公正な業務運営を維持するため不正防止に向けた体制を学内に整備している。

構成員の意見を大学運営に反映させるための学長によるキャンパスミーティングや学外からの意見を聴く会議、協議会、意見交換会を通じて寄せられた意見・要望から優先順位を付けて順次実現するなど、学内外の各層からのニーズを管理運営に反映させるよう取り組んでいる。

国立大学法人法に基づき2人の監事を置き、大学運営全般にわたって業務の監査を適切に実施しており、運営上の妥当性について意見・助言を行うことで監事の機能を果たしている。

島根大学憲章には、管理運営に関する目標掲げ、また、学内の各種会議において意思決定に関わる委員の構成及び責務と権限を規則に明記し、審議内容を公表するなど運営の透明化を図っている。

学長直属の組織の総合企画室及び評価室を置き、企画立案機能の強化と組織評価・個人評価への対応を行っている。

大学の活動の総合的な状況について、組織評価を実施している。また、個人評価を制度化しており、特に、大学教員については、教員個人のデータを用いた個人評価を実施し、処遇にも反映している。

本学の教育研究活動の状況や成果に関する情報をわかりやすく紹介するため印刷物やホームページを通じて広く社会に発表している。また、定例の記者会見を実施するとともに発表内容をホームページに掲載するなど大学のあらゆる活動や話題を提供する機会を設けている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_shimane_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	各学部の理念、目標等
	1-1-1-2	各学部規則抜粋（教育上の目的）
	1-1-2-1	各研究科の理念、目標等
	1-1-2-2	各研究科規則抜粋（教育研究上の目的）
	1-2-1-1	島根大学概要
	1-2-1-2	島根大学案内
	1-2-1-3	島根大学ニューズレター（第14号）学長メッセージ「島根大学憲章をかかげて」
	1-2-1-4	島根大学ニューズレター（第15号）巻頭「島根大学憲章碑を建立」
基準2	2-1-1-1	組織の設置・改廃（例示）
	2-1-2-1	全学教育の審議体制（教育開発センター運営委員会）
	2-1-2-2	全学教育の推進体制
	2-1-2-3	教養教育の実施体制
	2-1-2-4	学士課程教育キャリアマップ
	2-1-3-1	研究科の組織再編・改組等の状況
	2-1-5-1	教育研究施設の目的・活動（学部附属の教育研究施設，学内共同教育研究施設，学内共同利用施設，機構）
	2-2-2-1	全学教育の審議状況（教育開発センター運営委員会）
	2-2-2-2	各委員会の審議状況
基準3	3-1-1-1	教育研究上の基本組織
	3-1-1-2	学部組織（学科・課程，講座の設置状況）
	3-1-5-1	教員の公募状況
	3-1-5-2	教員のサバティカル研修制度の活用状況
	3-1-5-3	島根大学研究功労賞表彰の実施状況
	3-2-1-1	教員の採用，昇任の基準（資格）
	3-2-1-2	教員の採用，昇任の手続方法
	3-2-1-3	教員公募例（応募者への模擬授業の実施義務明記）
	3-2-1-4	大学院課程教員の再審査基準及び実施状況
	3-2-2-1	島根大学における教員個人評価に関する規則
	3-2-2-2	島根大学教員個人評価基準及び実施状況
	3-2-2-3	教員個人評価処遇反映のためのガイドライン
	3-2-2-4	島根大学優良教育実践表彰の実施状況
	3-4-1-1	教育支援に関わる事務組織・事務職員の配置表
基準4	4-1-1-1	学生募集要項（入学者受入方針の記載箇所：p.64～76参照。）
	4-1-1-2	高等学校関係者への取組状況
	4-1-1-3	高大接続教育フォーラムの実施状況
	4-2-1-1	入学者選抜試験実施方法

	4-2-1-2	入学者選抜要項（一般選抜・特別選抜）
	4-2-1-3	大学院一般選抜の選考方法
	4-2-2-1	外国人留学生のための入学選抜方法及び実施状況（学部）
	4-2-2-2	社会人のための入学選抜方法及び実施状況（学部）
	4-2-2-3	編入学者のための編入学選抜方法及び実施状況（学部）
	4-2-2-4	外国人留学生のための入学選抜方法及び実施状況（大学院）
	4-2-2-5	社会人のための入学選抜方法及び実施状況（大学院）
	4-2-3-1	入試センター運営委員会の審議状況
	4-2-3-2	個別学力試験実施科目等の問題作成等の体制について（島根大学入学者選抜試験の適正な実施のために）
	4-2-3-3	入学者選抜試験の実施体制（学部）
	4-2-3-4	入学者選抜試験の実施体制（大学院）
	4-2-4-1	推薦入試制度の認知に関する調査結果
	4-2-4-2	入学者選抜方法の改善状況
	4-2-4-3	学生パネル調査<2009年度入学生用（1年入学時）>ダイジェスト
	4-3-1-1	入学定員に対する実入学者数調（学部・研究科別：過去5年間）
	4-3-1-2	入学定員に対する実入学者数調（学科／課程・専攻別：過去5年間）
基準5	5-1-1-1	各学部単位数の構成
	5-1-1-2	教養教育と専門教育の並行履修「くさび型履修」の例示（法文学部履修の手引：p.61～62, 総合理工学部履修の手引：p.5～7 参照。）
	5-1-2-1	就業体験実習（インターンシップ）の成績評価及び単位認定に関する申合せ（総合理工学部履修の手引：p.69～70, 生物資源科学部履修の手引：p.85 参照。）
	5-1-2-2	島根大学と島根県立大学との間における単位互換に関する取扱要領（法文学部履修の手引：p.48～49 参照。）
	5-1-2-3	島根大学と放送大学との間における単位互換実施に関する取扱要領（法文学部履修の手引：p.50～51 参照。）
	5-2-2-1	シラバスの様式（記載例）
	5-2-3-1	海外研修・学習体験の単位認定制度
	5-2-3-2	学生によるフィールド学習支援プログラムの実施状況
	5-2-3-3	補習教育の実施状況
	5-2-3-4	外国語科目履修案内
	5-3-1-1	島根大学における成績の評価に関する取扱要項（成績評価基準）
	5-3-1-2	卒業認定基準の例示（法文学部履修の手引：p.6～38 参照。）
	5-3-1-3	卒業認定会議議事要旨
	5-3-2-1	島根大学における成績の評価に関する取扱要項（成績評価に係る不服申立制度）
	5-3-2-2	学部・研究科における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項
	5-4-2-1	1年短期履修コースの概要（教育学研究科）
	5-4-2-2	医理工農連携プログラムの開設状況（医学系研究科）
	5-4-2-3	地域再生人材創出拠点の形成プログラムの実施状況（生物資源科学研究科）

	5-5-3-1	昼夜開講制度の概要
	5-5-3-2	長期履修制度の概要
	5-6-1-1	大学院課程における複数指導教員制（例示）
	5-7-1-1	修了認定基準の例示（人文社会科学研究科履修の手引：p. 1～15 参照。）
	5-7-2-1	学位論文の審査体制等（審査委員，審査手続）
	5-7-2-2	学位論文審査の実施状況（フロー図）
	5-8-1-1	履修免除試験制度の概要
	5-8-1-2	授業科目，単位，履修年次一覧
	5-8-1-3	クォーター（4学期）制
	5-8-2-1	連携協定締結書及び連携概要
	5-8-3-1	再試験制度の概要
	5-9-1-1	島根大学大学院法務研究科自己点検評価報告書
	5-9-1-2	専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム：中四国法科大学院連携教育システムの構築の実施状況
	5-10-2-1	講義（授業）概要
	5-11-1-1	成績評価GPA（科目平均評価点）基準
	5-11-2-1	成績通知解説
基準6	6-1-2-1	学士課程学生在籍・卒業状況調
	6-1-2-2	大学院課程在籍・修了状況調
	6-1-2-3	島根大学学生表彰規則
	6-1-2-4	学生表彰（成績優秀者・学術研究業績）状況
	6-1-2-5	学内資格の付与状況
	6-1-4-1	学部別・研究科別の進路状況
	6-1-4-2	産業別就職状況
	6-1-5-1	島根大学卒業生・修了生に対する教育成果に関する検証調査
	6-1-5-2	島根大学の教育と卒業生に関するアンケート調査報告書
基準7	7-1-1-1	新入生学部オリエンテーションの実施状況（例示）
	7-1-1-2	履修モデル（例示）
	7-1-1-3	環境関連科目ガイド
	7-1-1-4	指導教員の手引き
	7-1-2-1	学生電子カルテシステムの概要
	7-1-2-2	学生に対する指導助言等の制度実施の指針（ガイドライン）
	7-1-2-3	ラーニングアドバイザー制度の概要・実施状況
	7-1-4-1	身障者学生に対する修学上の配慮の状況
	7-1-4-2	ノートテーカーの活用状況
	7-2-1-1	学部・研究科の学生自習室の確保状況
	7-2-1-2	外国語教育センターワークステーションの利用状況
	7-2-2-1	学生支援のための総合システム(全体計画・実施体制)
	7-2-2-2	サポート・スタッフ登録者数，正課外活動集計表

	7-3-1-1	全学オリエンテーション資料（新入生のみなさまへ）
	7-3-1-2	学生相談体制
	7-3-1-3	保健管理センター専門スタッフの配置状況
	7-3-2-1	外国人留学生のためのチューター活用状況
	7-3-2-2	日本語補講の実施状況
	7-3-3-1	島根大学授業料奨学融資制度に関する要項、細目及び利子補給契約書
	7-3-3-2	授業料・入学科免除の実施状況
	7-3-3-3	成績優秀者・正課外活動優秀者に対する授業料免除制度の概要
	7-3-3-4	大学院生に対する奨学金支給制度の概要
基準8	8-1-1-1	土地・建物面積
	8-1-1-2	建物配置図
	8-1-1-3	校地面積・校舎面積
	8-1-1-4	キャンパスマスタープラン
	8-1-1-5	共用スペースの活用状況
	8-1-1-6	身体障害者等に配慮した施設整備状況
	8-1-2-1	情報処理システムの構成図（学内情報ネットワーク構成図）
	8-1-2-2	学生情報実習室の整備状況及び利用者登録状況
	8-1-2-3	無線LAN・情報コンセント利用可能箇所一覧
	8-1-2-4	情報セキュリティ体制図
	8-1-2-5	事務情報システムの管理強化状況
	8-1-3-1	松江キャンパス学生生活案内（施設案内：p. 45～65 参照。）
	8-1-3-2	課外活動サークル紹介（課外活動関係諸届：p. E-1～6 参照。）
	8-1-3-3	出雲キャンパス学生生活案内（p. 16～27 参照。）
	8-1-3-4	学術情報リテラシー
	8-2-1-1	学生用図書選書方針・選書基準
基準9	9-1-1-1	島根大学教育開発センター年報
	9-1-1-2	島根大学キャリアセンター年報
	9-1-1-3	島根大学学務情報システム（Web版）
	9-1-3-1	島根県経済団体と島根大学との懇談会の実施状況
	9-1-3-2	島根県公立高等学校長協会及び島根県私立高等学校長会との懇談会の実施状況
	9-1-3-3	地域医療教育シンポジウムの実施状況
	9-2-1-1	全学のFD活動の取組状況
	9-2-1-2	初年次教育プログラムガイドライン
	9-2-1-3	各学部の初年次教育実施状況
	9-2-2-1	SDフォーラムの実施状況
	9-2-2-2	国際交流推進に向けた取組状況
	9-2-2-3	教育支援者・教育補助者等の研修受講状況
基準10	10-1-1-1	貸借対照表（平成20事業年度財務諸表）
	10-1-2-1	収容定員と在籍者数（当該年度の5月1日現在）及び学生充足率の推移

	10-2-1-1	予算編成方針
	10-2-2-1	損益計算書（平成20事業年度財務諸表）
	10-2-3-1	予算編成基準
	10-2-3-2	予算配当表
	10-3-1-1	官報（平成19事業年度財務諸表等関係）
	10-3-2-1	監査契約書
	10-3-2-2	島根大学監事監査規程
	10-3-2-3	島根大学内部監査規程
	10-3-2-4	監査計画及び監査状況
基準11	11-1-1-1	危機管理マニュアル
	11-1-1-2	災害対策マニュアル
	11-1-1-3	内部通報における通報・相談窓口
	11-1-2-1	常任理事懇談会懇談事項
	11-1-2-2	部局連絡協議会規則
	11-1-2-3	総合企画室規則
	11-1-2-4	評価室規則
	11-1-4-1	監査結果
	11-1-5-1	役員・職員の研修受講状況
	11-1-5-2	新採用職員研修の実施要項
	11-1-5-3	国立大学法人若手職員勉強会の概要
	11-2-1-1	役員会規則
	11-2-1-2	経営協議会規則
	11-2-1-3	教育研究評議会規則
	11-3-1-1	自己点検評価の実施状況
	11-3-2-1	経営協議会審議・報告要旨
	11-3-3-1	管理運営上の業務に関する検討・取組状況
	11-3-4-1	島根大学広報誌（広報しまだい）